

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年10月22日

(平成23年度決算)

(健康福祉部・企画振興部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年10月22日（月曜日）

午前10時2分開議
午前11時13分休憩
午前11時20分開議
午後0時24分休憩
午後1時21分開議
午後2時46分閉会

本日の会議に付した事件

議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第33号 平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（10人）

委員長 井手 順 雄
副委員長 池田 和 貴
委員 重村 栄
委員 佐藤 雅 司
委員 西 聖 一
委員 早田 順 一
委員 浦田 祐三子
委員 高野 洋 介
委員 東 充 美
委員 前田 憲 秀

欠席委員（2人）

委員 西岡 勝 成
委員 荒木 章 博

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦 織 功 政
理事兼
交通政策・情報局長 小林 豊

政策審議監 内田 安 弘
地域・文化振興局長 宮尾 尚
企画課長 坂本 浩
首席審議員兼
地域振興課長 津森 洋 介
文化企画課長 草野 武 夫
政策監兼

文化・世界遺産推進室長 吉永 明 彦
川辺川ダム総合対策課長 福山 武 彦
交通政策課長 中川 誠
情報企画課長 古谷 秀 晴
統計調査課長 池田 正 人
健康福祉部

部長 林田 直 志
総括審議員兼

政策審議監 伊藤 敏 明
医 監 岩谷 典 学
長寿社会局長 永井 正 幸
子ども・障がい福祉局長 米満 譲 治
健康局長 牧野 俊 彦
首席審議員兼
健康福祉政策課長 吉田 勝 也
健康危機管理課長 一 喜美男
高齢者支援課長 中島 昭 則
認知症対策・地域ケア

推進課長 大村 裕 司
社会福祉課長 田端 史 郎
首席審議員兼
子ども未来課長 中園 三千代
首席審議員兼
子ども家庭福祉課長 山田 章 平
首席審議員兼
障がい者支援課長 西岡 由 典
医療政策課長 三角 浩 一
国保・高齢者医療課長 林田 浩 稔
健康づくり推進課長 佐藤 克 之

薬務衛生課長 今 村 均

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 東 泰 治
会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 恵 則
監査監 藤 本 耕 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
議事課課長補佐 井 隆 彦
議事課課長補佐 津 川 尚 美

午前10時2分開議

○井手順雄委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに健康福祉部の審査を行い、その後、午後から企画振興部の審査を行うこととしております。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○林田健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部長の林田でございます。よろしくお願ひします。委員長、着席してよろしいですか。

○井手順雄委員長 どうぞ。

○林田健康福祉部長 平成23年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉

部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、全部局共通事項として「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、平成22年度からは、従来から設置している関係課で構成する収入未済金対策プロジェクト会議に加え、関係課長と担当班長で構成する健康福祉部収入未済金対策会議を立ち上げ、収入未済金発生 of 未然防止と徴収対策強化に取り組み、特に、強制徴収公債権については、滞納処分等の法的措置など、徴収対策の強化を図ることとしました。

強制徴収公債権である児童保護費負担金については、平成23年度において、全滞納者について預金調査を実施するとともに、差し押さえ可能な債務者から順次最終差し押さえ通告を行い、その上で、納付もしくは分納計画の提出を行わない悪質な債務者3名について、71万円余の差し押さえを実施したところであります。

なお、強制徴収公債権以外の案件についても、個々に精査し、徴収が可能と判断した案件については積極的に徴収強化に取り組むとともに、収納が見込めないものについては所要の措置を講じることとしております。

2点目は、「発達障害については、早期発見、早期療育が重要なことから、健診の精度向上や身近な地域での発達支援が受けられるよう、民間も含めた体制づくりに更に取り組むこと。また、ライフステージに応じた一貫した支援に向け、教育・就労等関係機関との連携強化に取り組むこと。」でございました。

発達障害児者の支援については、保護者の発達障害に対する理解促進を図るため、市町村が実施する3～4カ月児健診時に配布する啓発資料を本年度作成します。また、1歳6カ月児・3歳児健診において使用する発達障害を発見するための問診票及び発達障害の特性に応じた子育てを支援するためのアドバイスマニュアルを作成します。

また、今後の施策展開の基本となる発達障害児・者に対する支援のための基本指針を策定することとしております。現在、外部委員で構成される委員会を開催し、さまざまな御意見をいただいているところでありますが、同時に、この基本指針策定のため、関係者からの意見聴取を続けており、これまで、福祉、保健、医療、教育、労働の各分野、多数の方々からの聞き取りを行いました。現在、それらをもとに、現状と課題を整理しており、今後素案の作成に入る予定です。

この基本指針に基づき、発達障害児・者やその家族が全てのライフステージを通じて安心した生活ができるよう、総合的な支援策を講じてまいります。その第一歩として、発達障害者の障害特性や支援履歴を記載したサポートファイル導入による支援により、一人一人に着目した施策を推進していきたいと考えております。

3点目は、「特定疾患治療費補助については、国において所要額を確保し、地方の超過負担の早期解消を図るよう、今後も国や関係団体に対し要望活動を行うなど、県予算の確保に努めること。」でございました。

超過負担の軽減につきましては、全国衛生部長会議の要望項目に上げ、また、全国知事会においても国に対して要望を行っているところであり、機会を捉えて各都道府県と連携し、国に対して継続した働きかけを行ってまいります。

続きまして、健康福祉部の平成23年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は409億8,000万円余で、調定額に対する収入率は99.6%となっております。不納欠損額は832万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。また、収入未済額は1億4,500万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金4,638万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金3,976万円余でございます。

次に、歳出でございますが、予算額1,440億6,600万円余に対しまして、支出済み額は1,369億8,800万円余となっております。

翌年度への繰越額は44億5,600万円余で、介護基盤緊急整備事業等に関するものでございます。

また、不用額は26億2,000万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座にて説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項については、公表事項はございません。

次に、平成23年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、2ページ一番左の欄に記載しておりますが、冒頭の使用料及び手数料、さらに、3ページ冒頭の国庫支出金、4ページ中ほどの財産収

入、さらに、5ページ中ほどの繰入金、繰越金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページ下段の諸収入でございます。不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円ほど生じております。その内容につきましては、別冊になりますが、附属資料17ページをお願いいたします。

これは、平成16年度に実施しました人口動態データ集計システム仕様変更業務委託におきまして、委託業者の契約不履行により契約を解除し、契約違約金を請求したものでございます。その後、会社は事実上倒産し、代表者とも連絡がとれない状況であります。今後とも引き続き代表者の所在確認に努めてまいります。

次に、説明資料に戻っていただきまして、7ページからの歳出を御説明いたします。

主なものを申し上げます。

7ページ下段の民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として10億9,278万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動にかかわる経費、地域の縁がわ彩り事業、地域の結いづくり生き生き事業、8ページになりますが、県総合福祉センター管理費、あるいは国の経済危機対策に係る事業であります福祉・介護人材緊急確保事業や社会福祉施設等耐震化等特別対策事業などがございません。

なお、7ページに記載しておりますが、不用額6,286万円余につきましては、民生委員の活動費の執行残や社会福祉施設等のスプリンクラーや耐震化整備を図る社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の入札に伴う執行残などでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ中ほどの災害救助費につきましては、支出済み額として13億8,303万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載し

ておりますが、東日本大震災に係る被災県への応援救助に係る経費、あるいは被災者生活再建支援基金への拠出金などがございます。

なお、不用額1,831万円余につきましては、東日本大震災に係る応援救助事業や被災地への保健医療チーム派遣事業などの執行残でございます。

9ページ下段の衛生費、この中の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として7,663万円余となっております。

なお、不用額1,043万円余は、人件費や保健統計調査に係る事務費の執行残などでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にあります保健環境科学研究所の運営費で、支出済み額は3億2,391万円余となっております。

なお、不用額1,027万円余につきましては、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残でございます。

次の保健所費につきましては、支出済み額として17億3,453万円余となっております。主な事業は、県内10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。不用額3,153万円余につきましては、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残などでございます。

次に、公債費につきましては、支出済み額として3,038万円余となっております。これは、災害援護資金貸付金の国庫への償還金でございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございませんでした。

説明資料11ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたしま

す。

4段目の食品衛生関係手数料でございますが、収入済み額5,970万円余で、予算に対し429万円余の増となっております。これは、菓子製造業や総菜製造業などの許可申請件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

最下段の乳肉衛生関係手数料でございますが、収入済み額7,867万円余で、予算に対し83万円余の減となっております。これは、屠畜検査頭数が見込みを下回ったことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

1段目の食鳥関係手数料でございますが、収入済み額が5,957万円余で、予算に対し145万円余の増となっておりますが、これは、食鳥検査数が見込みを上回ったことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2段目の予防接種事故負担金でございますが、収入済み額が2,153万円余で、予算に対して439万円余の減となっております。これは、市町村が実施します定期予防接種において発生しました健康被害に対する予防接種救済給付金につきまして、市町村からの補助申請額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

1段目の肝炎対策費補助でございますが、収入済み額が2億2,499万円で、予算に対し3,750万円の増となっております。これは、肝炎治療の医療費助成及び医療機関での無料肝炎検査等に伴う補助金について、国からの交付額が実績額を上回ったものであり、今年度中に国庫へ精算返納する仕組みとなっております。

15ページをお願いいたします。

2段目のワクチン接種緊急促進基金繰入金でございますが、収入済み額が9億6,409万円余で、予算に対し3億4,863万円余の減と

なっております。これは、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係る市町村への補助事業に充てるため、平成22年度に造成しました熊本県ワクチン接種緊急促進基金から繰り入れるもので、ワクチン接種一時見合わせ等によりまして、接種率が伸びず、市町村からの補助申請額が見込み額を下回ったことによるものです。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、下から2段目の公衆衛生総務費でございますが、7,135万円余の不用額が生じております。これは、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の結核対策費でございますが、643万円余の不用額が生じております。これは、結核治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

18ページをお願いいたします。

1段目の予防費でございますが、主な事業としましては、熊本県ワクチン接種緊急促進事業等で3億6,459万円余の不用額が生じております。これは主に、子宮頸がん等のワクチン接種に係る市町村からの補助申請額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございますが、1,684万円余の不用額が生じております。これは主に、BSE検査に伴う検査器具、消耗品の購入実績減や各事業の執行残などによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

上段の環境整備費の不用額は、主に、動物愛護管理対策のうち、各地域の動物愛護推進員の委嘱が予定人数を下回ったことに伴う報償費及び活動経費の執行残、下段の保健所費

の不用額は、保健所の結核検診費の執行残等によるものでございます。

健康危機管理課関係は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項でございますが、公表事項はございません。

次に、高齢者支援課及びねんりんピック推進課分の決算につきまして御説明させていただきます。

ねんりんピック推進課につきましては、23年度をもって廃止されておりますので、決算業務を引き継ぎました高齢者支援課で説明させていただきます。

まず、高齢者支援課分の歳入でございますが、お手元の委員会説明資料の20ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、それから次ページ、21ページの国庫支出金、財産収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、22ページをお願いいたします。

繰入金、繰越金、それから次ページの諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、繰入金の基金繰入金につきましては、予算現額に対する収入済み額との差が、上段の介護職員処遇改善の基金分で1億5,000万円余、下段の介護基盤緊急整備の基金で1億円弱の差がございますが、いずれも所要見込み額を実績額が下回ったことによるものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものについて御説明いたします。

まず、民生費の社会福祉費のうち、老人福

祉費についてでございますが、支出済み額としまして45億6,678万円余となっております。主な事業としましては、次ページの備考欄に記載しております軽費老人ホーム事務費補助事業、施設開設準備経費助成特別対策事業、介護職員処遇改善交付金事業などがございます。

なお、不用額につきましては、24ページに記載しておりますが、老人福祉費で2億9,000万円の不用額が生じておりますが、これは、先ほど申し上げました施設開設準備経費助成特別対策事業における施設の開設のおくれなどによりまして、事業実施が所要見込み額を下回ったことによるもの、それから、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業におきまして、採用後、中途退職したことなどにより執行残となったものが主な理由でございます。

また、2億400万円余の繰り越しが生じておりますが、こちらにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次に、26ページをお願いいたします。

老人福祉施設費についてでございますが、支出済み額としまして37億7,223万円余となっております。主な事業といたしまして、老人福祉施設整備等事業、介護基盤緊急整備等事業などがございます。また、21億1,800万円余の繰り越しが生じておりますが、先ほどの老人福祉費とあわせまして、この後、別冊資料で御説明させていただきます。

別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

こちらは繰越事業でございます。一番左の列に事業名が記載されております。

介護基盤緊急整備等事業につきましては、1ページから7ページ最上段にかけて、合計34件、16億700万円余の繰り越しを行っております。これらは、施設整備に係る実施設計や建築確認等の諸手続に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

4ページの上から2段目、益城町に対する補助分が、進捗状況におきまして0%となっております。この進捗状況は、9月1日現在の状況で進捗率を記載しておりますが、この益城町に対する補助分は、益城町で事業所の公募、採択、補助金の交付決定を行い、整備を進めていたものの、繰越理由欄に記載しておりますとおり、用地交渉が難航しているが事業の執行は可能という益城町の申し出を受けまして繰り越していたものでございます。しかしながら、その後も用地交渉が進んでおりませんで、本年度中の事業実施が困難ということで、既に益城町のほうから事業の取り下げがなされております。

次に、7ページ2段目から11ページの4段目までの施設開設準備経費助成特別対策事業につきまして、合計22件、2億100万円余の繰り越しを行っております。これは、先ほど御説明いたしました施設整備が当初計画よりおくれたことによりまして、施設の開設についても同様におくれが生じまして、本事業についても繰り越しを行ったものでございます。

なお、進捗状況において0%と100%とございますが、この事業は、施設開設後に精算で支払うということで、開設6カ月間の準備経費について精算払いを行うということで、9月1日現在で、未開設のところ、開設したもののまだ請求や支払いに至っていないというところが0%になっているものでございます。いずれも12月中には開設される見込みとなっているところでございます。

続きまして、11ページ最下段から12ページ2段目までの老人福祉施設整備等事業につきまして、合計3件、5億1,100万円余の繰り越しを行っております。これにつきましては、土壤汚染対策法に関する自主調査を行う必要が生じたことなどによるおくれによる繰り越しでございます。

最後に、12ページ最下段の指定サービス事

業者管理事業につきましても、1件繰り越しを行っているところでございます。

なお、先ほど申し上げました益城町分を除き、いずれも各事業におきまして、本年4月以降順次竣工しておりまして、本年、遅くとも12月中にはすべて竣工し、開設される予定となっております。

高齢者支援課分は以上でございます。

続きまして、ねんりんピック推進課分でございます。

まず、歳入でございますが、委員会説明資料に戻りまして、94ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金及び下段の諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、諸収入の雑入につきまして、予算現額に対する収入済み額との差が1億800万円余の差がございますが、これは、ねんりんピックの実行委員会の収支決算に基づく残余金の返納によるものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

歳出でございます。

民生費の老人福祉費についてでございますが、支出済み額として10億6,111万円余となっております。主な事業としましては、ねんりんピックでございます。

なお、老人福祉費で394万円の不用額が生じておりますが、これは、先ほど申し上げましたねんりんピック事業におきまして、準備経費の執行残258万円が主な理由でございます。

ねんりんピック推進課分は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果ですが、公

表事項はございません。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入とも不納欠損、収入未済はございません。

28ページをお願いいたします。

繰入金、諸収入につきましても、不納欠損、収入未済はございません。

29ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

民生費の老人福祉費でございますが、主な事業といたしましては、備考欄の事業の概要の黒ポツの上から3番目でございますが、介護保険を運営する市町村に法定負担金を交付します介護給付費県負担金交付事業、その2つ下の、介護保険財政に不足が生じた市町村に貸し付けを行う介護保険財政安定化基金運営事業、平成23年度は八代市に貸し付けを行っております。その1つ下になりますが、介護予防や高齢者の日常生活の支援等に取り組む市町村に法定の交付金を交付します地域支援事業交付金交付事業、ページ一番下の、県内10カ所に設置しております認知症疾患医療センターの運営等を行います認知症診療・相談体制強化事業などでございます。

6,711万円余の不用額が生じておりますが、主なものといたしましては、地域支援事業交付金交付事業で1,485万円余、また、次のページ、30ページになりますが、黒ポツの下から2番目の、地域での支え合い活動等を促進する市町村に補助をします市町村地域包括ケアシステム構築支援事業で630万円余などの不用が生じておりますが、これはいずれも市町村での事業実施実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございま

す。

まず、定期監査の結果につきましては公表事項はありませんでしたので、御報告いたします。

続きまして、平成23年度の決算について御説明申し上げます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、31ページから34ページの冒頭にかけての使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金及び繰越金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、34ページ中ほどから35ページにかけての諸収入でございますが、210万円余の不納欠損額と3,013万円余の収入未済額がございます。これは、生活保護費返還徴収金と年度後返納に係るものでございまして、後ほど附属資料において詳しく説明をさせていただきます。

次に、36ページからの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

2段目からの民生費につきまして、社会福祉総務費及び遺家族等援護費のところ、それぞれ不用額がございますが、人件費及び各事業の執行残でございます。

続きまして、37ページの生活保護費でございますが、生活保護総務費は、本庁及び各福祉事務所職員の人件費及び活動費で、不用額の1億2,514万円余は、人件費の執行残や緊急雇用創出基金市町村補助金の市町村からの申請額が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

下段の扶助費は、生活保護世帯に対する扶助費でございますが、不用額9,416万円余は、所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

歳出の決算は以上でございます。

続きまして、附属資料の18ページをお願いいたします。

収入未済の状況につきまして御説明いたし

ます。

1の平成23年度歳入決算の状況にありますとおり、生活保護費返還徴収金と年度後返納で、合わせて3,013万円余の収入未済が生じております。

生活保護費返還徴収金につきましては、緊急やむを得ない場合に被保護者に資力があるにもかかわらず保護費を受給した場合、あるいは就労等に伴う収入申告を行わず保護費を受給した場合などに、法に基づき返還させるもので、債務者が生活保護受給中や生活困窮にあることなどから、返還が滞っているものでございます。

また、年度後返納につきましては、過払い金が発生した場合にこれを返納させるものですが、これも同じく、債務者が生活保護受給中や生活困窮にあることなどから返還が滞っているものでございます。

その収入未済額の過去3年間の推移を示したものが2段目の表になります。合計のところを見ていただきますと、年々右肩上がりに増加傾向を示しております。近年の急激な被保護世帯の増加により、生活保護費返還徴収金の調定額自体が押し上げられている傾向にございます。徴収努力の取り組みにもかかわらず、平成23年度におきましては、前年度に比べまして196万円余の増加となっております。

収入未済案件の個別の状況を3番目にお示しいたしておりますが、定期的に分割納付が行われているケースが41件と、全体の約7割を占めております。このほか、生活困窮は、現在生活保護は受給していないものの、福祉事務所の調査等により、未納の主な原因が生活困窮にあると判断されているケース。非協力的につきましては、福祉事務所職員との面談を避けたり、粗暴な対応が常態化しているようなケース。債務の否認は、債務そのものを認めていないケース。その他には、収監中のため徴収を見合わせているケースや本人が

死亡し相続人からの徴収が困難となっているケースなどが含まれております。

これらの未収金について、平成23年度中に、特に、本庁として実施した対策につきまして19ページに記載をしております。

本庁においては、各福祉事務所から収入未済金に関するヒアリングを行い、債権発生の未然防止や発生後の迅速な対応について指導しますとともに、四半期ごとに各福祉事務所から徴収実績等を報告させるなどして、未収金の早期解消に向けた取り組みを行っているところでございます。各福祉事務所においては、未収金の徴収計画を作成し、計画的に分割納付させるなど、徴収に努めているところでございます。

こうした取り組みによりまして、平成23年度末時点における収入未済は62件ございましたけれども、直近の状況でございます9月の時点では4件が既に完納、さらに9件が年度内に完納予定となっております。また、27件が分割納付を行っており、合わせまして全体の約7割に当たります40件が、収入未済の解消及び縮減の方向に確実に動いている状況にございます。残る22件につきましては、債務者が死亡しているもの、破産手続終結見込みのもの、収監中のものなど8件は、徴収停止等の整理や状況の見きわめが必要で、これらを除きますと、特に密に催告を要すると思われる案件は14件にまで絞られておりまして、引き続き、債務者との納付交渉、現況把握を行い、収入未済の縮減に努めてまいります。

次に、附属資料の33ページをお願いいたします。

不納欠損の状況についてでございます。

生活保護費返還徴収金に係る不納欠損が2件、210万5,000円となっております。備考欄にありますとおり、いずれの事案におきましても、債務者本人が死亡し、法定相続人の調査及び催告を継続してきたものの、相続人の所在不明等により時効中断の措置がとれず、

債権が時効消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

最後に、附属資料の38ページをお願いいたします。

県有財産の処分についてでございます。

旧援護住宅の南町団地Aの跡地1,590平方メートル余につきまして、管財課で売却手続を進めておりましたが、入札の結果、本年1月に7,300万円を法人に対して売却処分を行っております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、資料の39ページをお願いいたします。

まず、歳入関係でございます。

分担金及び負担金の未熟児養育費負担金ですが、これは、未熟児養育医療に伴い保護者から徴収するものでございます。不納欠損や収入未済がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

下の段の使用料及び手数料、それから40ページに入りまして国庫支出金、これらにつきましては、不納欠損、収入未済はございません。

40ページの下から5段目にあります母子衛生費負担金、それから41ページに入りますが、上から2つ目の特別保育事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較で、ともに1,000万を超える額が減額となっておりますが、これは、所要額が見込みより少なかったことに伴う国庫補助の減でございます。

続きまして、42ページをお願いします。

上から財産収入、繰入金、繰越金、諸収入とありますが、不納欠損、収入未済はござい

ません。

なお、繰入金の安心こども基金繰入金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で2億4,700万円余の減額となっておりますが、これは、保育所等緊急整備事業などの所要額が見込みより少なかったことに伴う基金繰り入れの減でございます。

43ページをお願いします。

ここからは歳出関係でございます。

主なものを御説明いたします。

下から2段目の障害者福祉費でございます。不用額318万円余が生じておりますが、発達障がい理解促進事業における実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

44ページをお願いします。

児童福祉総務費でございます。不用額6,300万円余が生じておりますが、主に、熊本県地域子育て応援事業などにおける実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

下の段の児童措置費につきましても不用額2,400万円余が生じておりますが、市町村に対する保育所運営費の負担金が見込みより少なかったことによるものでございます。

45ページをお願いします。

児童福祉施設費でございます。不用額6,500万円余が生じておりますが、保育所等緊急整備事業や特別保育総合推進事業などにおける実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

なお、翌年度繰越額4億2,200万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

下の段の公衆衛生総務費につきましても不用額6,100万円余が生じておりますが、主に、不妊対策事業などにおける実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、別冊の附属資

料で13ページをお願いいたします。

繰越事業の関係でございます。

保育所等緊急整備事業の4件でございますが、一番上のわらび保育園、これは八代市にありますけれども、資材調達のおくれで繰り越しましたけれども、5月には工事完了しております。あとの3カ所は、それぞれ大津町、菊陽町の保育所ですが、いずれも、なかなか待機児童が解消せず、昨年11月補正で追加予算を組ませていただきました。その後、整備に着手しましたが、事業期間が不足して繰り越しております。繰越額の合計は4億2,200万円余となっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページは、収入未済の関係でございます。

まず、1番の決算の状況ですが、未熟児養育費負担金におきまして、不納欠損が1万9,000円、収入未済が59万円余となっております。

次の2番に過去3カ年の推移を示しておりますが、前年度と比較しますと6万円余減少しております。

3番に未済の状況がありますが、生活困窮が4件、協力が得られないケースが20件となっております。

一番下の4番の未収金対策ですが、まず、未然防止対策としまして制度説明の徹底としておりますのは、市町村で乳幼児医療費助成の手続をしますと、支払った医療費は返ってまいりますので、その周知徹底に努めております。また、その下にあります徴収促進対策、これは滞納が発生した後の対策ですが、新たな取り組みとしまして、勤務先への電話催告、また、家庭訪問での直接徴収なども行いました。そのために、いつでも現金徴収ができるようにということで、担当の班員全員を会計職員に任命しております。

続きまして、34ページをお願いいたしま

す。

不納欠損の関係でございます。

件数8件とありますのは、3人分になりますけれども、備考欄にありますような事情から連絡がとれなくなって時効中断ができずに、合計1万9,000円の債権が消滅しております。

子ども未来課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○山田子ども家庭福祉課長 定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

23年度の決算について御説明をいたします。

まずは歳入についてですが、不納欠損や収入未済については、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

説明資料の47ページをごらんください。

下から3段目の児童措置費負担金に予算現額と収入済み額との比較で2,323万円余が減額となっておりますが、これは、児童養護施設等への入所措置児童数が見込みより少なかったことに伴うものです。

次に、48ページをごらんください。

上から3段目、地域活性化交付金に955万円余が減額となっておりますが、これは、一時保護所環境整備事業において所要額が見込みより少なかったことに伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の主なものについて、不用額を中心に御説明いたします。

飛びまして、51ページをごらんください。

51ページ、下から2段目の社会福祉施設費でございますが、不用額は、一時保護所環境整備事業の実績額が見込みより少なかったことによるものです。

52ページ、児童措置費でございます。この不用額は、児童養護施設への措置費の支弁が見込みより少なかったことによるものでござ

います。

53ページをお願いいたします。

母子福祉費でございます。不用額は、ひとり親家庭等支援事業において、国庫補助金の増に伴い、市への県補助金の支出が見込みより少なく済んだことなどによるものでございます。

下段の児童福祉施設費でございますが、不用額は、子どもを虐待から守るための緊急対策事業における実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

55ページは、当課で担当しております特別会計でございますが、収入未済について、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきたいと思っております。

大変恐れ入ります。附属資料に移らせていただきたいと思います。

収入未済について御説明いたします。

まずは21ページをお願いいたします。

児童保護費負担金の収入未済でございます。

まず、1の平成23年度の状況につきましては、不納欠損額は423万円余、収入未済額が4,198万円余となっております。児童保護費負担金は、保護者の所得に応じて徴収する仕組みとなっておりますが、全体的に低所得者が多いこと、また、そもそも虐待を認めないような親からの徴収は困難であることなどにより、収入未済となっているものでございます。

2の収入未済額の推移でございます。

23年度は、328万円余の減額となっております。

続いて、3の収入未済額の状況でございます。債務者数は250名、そのうち、分割納付中が57名で全体の約5分の1、生活困窮により納付していない者が全体の約半数、また、そもそも虐待を認めないことなどにより債務を否認している者が1割強となっております。

22ページをお願いいたします。

未収金対策としまして、平成23年度につきましては、まず、収税経験のある専任の正職員1名を増員配置するなどを行いまして、徴収体制の強化を行っております。

また、滞納処分につきましては、全滞納者につきまして預金調査を実施するとともに、差し押さえ可能な滞納者から順次最終差し押さえ通告書を送付いたしました。その上で、悪質な滞納者に対し3件、額にして71万円余の差し押さえを実施いたしました。

また、資力のない滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を行ったところでございます。

本年度につきましては、昨年からの流れ、取り組みを引き続き講じていきたいと考えております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

ひとり親家庭に支給されます児童扶養手当の返還金の収入未済でございます。これは、婚姻や年金受給などにより児童扶養手当を受ける資格を喪失した後にも引き続き受給していたことにより生じた返還金に関するものでございます。不納欠損額が59万円余、収入未済額が2,380万円となっております。

2の収入未済額の推移ですが、前年度より251万円余増加しております。具体的には、児童扶養手当を受けながら年金を受給したことによる返納が7件、婚姻しているにもかかわらず受給したことに伴う返納が2件など、計11件が新たに生じたことによります。

3の状況でございますが、債務者は78名となっております。内訳で最も多いのは分割納付中で、72名となっておりまして、債務者の9割以上の方が、何とか分割による返納を続けております。

4の対策でございます。当課に1名配置しております嘱託の債権管理回収員が、地域振興局と連携をとりながら、自宅訪問等による

催告を繰り返しております。

収入未済を減らすために、いかに年金受給などの事実関係を把握するかが鍵だと考えております。そこで、町村に対しまして、年金事務所や民生委員さんと連携するよう助言、指導してまいりたいと考えております。

24ページをお願いいたします。

母子家庭等に対しまして学校の入学金や授業料、生活資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するものでございます。収入未済額は3,976万円余でございます。

2の推移でございます。

23年度は、213万円余増加しております。これは、債務者の収入が低いことに加え、近年の貸付額そのものの増加が影響しているものと考えられます。貸付額は、5年ほど前には8,000万円台でしたが、23年度には1億3,000万円余の貸し付けとなっております。

3の収入未済額の状況ですが、債務者は265名です。約8割が償還を続けていますが、約2割は、生活困窮や所在不明などのために償還が滞っております。

25ページの未収金対策でございます。

福祉事務所ごとに1名ずつ配置している嘱託の女性福祉相談員を中心に、地域振興局や地域に根づいて徴収活動を行う徴収協力員、県全体で21名ございますが、の連携のもと、取り組んでおります。

また、本庁としましては、地域振興局に対するヒアリングを実施し、滞納ケースの現況や徴収計画の確認等を行っております。

次に、飛びまして、35ページをお願いいたします。

児童保護費負担金の不納欠損処分でございます。1,029件、96名分の423万円余を不納欠損処分しております。

最後に、36ページをお願いいたします。

児童扶養手当返還金の不納欠損処分でございます。5名分、59万円余を不納欠損処分し

ております。

以上でございます。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

初めに、定期監査でございますが、当課では、職員の交通事故及び国庫負担金の返納事務処理について指摘を受けております。

昨年度、当課職員が関係する過失割合が高い人身事故及び物損事故が3件発生しております。これまで、交通安全研修を実施したほか、課内会議など随時、職員の交通安全意識の高揚に努めております。

また、国庫返納金の精算においては、他の補助金との相殺のための事務手続を怠ったために、本来であれば返す必要のない事案でございました。これについては、事務担当者が関係規定を見落とししてしまったことによるものでございます。今後は、複数職員でチェックを行い、再発防止に努めてまいります。

次に、平成23年度の決算の説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

説明資料の58ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金についてですが、不納欠損額が136万3,000円、収入未済額が総額で462万5,000円でございます。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次に、59ページをごらんください。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が29万2,000円でございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、60ページ中段から63ページにかけてが国庫支出金でございます。それから、63ページ中段の財産収入、それから65ページの繰越金まで、不納欠損額及び収入未済額はございません。

引き続き、65ページをお願いいたします。

上から2段目の諸収入については、収入未済額が35万3,000円ございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、歳出についてですが、主なものについて御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

まず、下段の障害者福祉費において、不用額が4億2,063万円余生じております。主な理由としましては、重度心身障がい者医療費助成事業及び精神通院医療費において、利用実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

また、翌年度繰越額が13億6,660万円余発生しております。これは、次の68ページ備考欄の4つ目、5つ目にあります障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業及び障害者自立支援法移行促進事業において、合計13億6,660万円余の翌年度繰り越しを行ったことによるものでございます。これについても、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、同じページの、68ページの下段をごらんください。

児童福祉総務費でございしますが、141万の不用額を生じております。これは主に、特別児童扶養手当支給事務費において、判定調査に係る事務経費が当初見込み額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

児童措置費でございしますが、8,225万円余の不用額を生じております。これは、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業及び心身障害者扶養共済事業において、児童措置及び年金受給者の実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、その下段の児童福祉施設費でございしますが、6,691万円余の不用額が生じております。これは主に、こども総合療育センター管理運営費において、委託料及び非常勤職員の報酬額の実績が所要見込み額を下回

ったこと、扶助費に係る措置入園児童数が、年間延べ人数で71人と、当初見込みの約半数の実績となったことによるものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

下段の精神保健費でございしますが、6,019万円余の不用額を生じております。これは、精神保健医療費の対象となる措置入院患者数が、当初の年間延べ見込み数を200人近く下回る558人となったこと等によるものでございます。

次に、71ページをお願いします。

保健所費でございしますが、298万円余の不用額を生じております。これは、嘱託医による相談実績が見込みを下回ったことによります報酬等の執行残によるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、附属資料の14ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

障害者自立支援法移行促進事業において、計4件、2,800万円余の繰り越しを行っております。これは、作業所棟増築工事について、農地転用手続きに時間を要したものと及び業務用車両について、タイで発生しました洪水により部品調達に時間を要し、年度内に納車ができなかったものでございます。いずれも竣工、納入済みでございます。

次に、15ページをごらんください。

障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業において、計4件、13億3,800万円余の繰り越しを行っております。全て耐震化対応に係る老朽改築工事でございますが、うち3件は、計画内容の見直し、建築確認に時間を要したものと及び東日本大震災、タイの洪水等の影響で建築資材の調達におくれが生じたもので、いずれも5月までに竣工しております。

また、玉名市の施設については、12カ月ほどの工期を要する案件でございしますが、昨年の11月議会補正予算による事業採択で、着工が本年の3月となり、繰り越しております。

なお、施設は、10月中旬現在で進捗率が約4割、来年の2月下旬には竣工予定と報告を受けております。

次に、収入未済について御説明いたします。

同じく附属資料の26ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金についてですが、平成23年度は、現年度分、過年度分合わせて440万2,000円の収入未済額が発生しております。先ほど、子ども家庭福祉課の説明にございましたとおり、総合相談所の徴収体制強化を図っておりますが、昨年度に比べ250万円余の減となっております。

次に、27ページをごらんください。

心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金についてですが、過年度分の1件、3万9,000円のみとなっております。この未収金につきましては、相続人についての財産調査等の結果、支払い能力が認められなかったため、今年度、不納欠損処理を行っております。

次に、28ページをお願いします。

こども総合療育センター負担金の未収金が18万3,000円ございます。これは、ほぼ前年度並みの額でございますが、現在、債務者4名のうち、2名は分割納付中、他の2名については生活困窮等のために納入がなされていない状況です。引き続き催告等を行った上で未収金の回収に努めてまいります。

次に、29ページをお願いします。

こども総合療育センター使用料の未収金が29万2,000円ございます。これは、契約による入所、通園に係る本人負担分等でございますが、主として、利用者の生活困窮などにより未収金となったものでございます。これにつきましては、こども総合療育センター内に未収金対策検討委員会を設け、定期的に催告するなど、引き続き未収金の回収に努めてまいります。

次に、30ページをお願いします。

年度後返納による未収金が35万3,000円ございます。内訳は、特別障害者手当の過払い分が5万8,000円、心身障害者扶養共済過払い年金が29万5,000円となっております。過年度分の未収金が4件ございますが、うち、特別障害者手当分1件については、相続人との交渉の結果、今年度中に完納の見込みでございます。他の過払い年金分3件については、分割納付中でございます。

次に、不納欠損について御説明いたします。

同じく附属資料の37ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損額が、合計で76件、136万3,000円生じております。これは、障害児施設への入所措置に伴う扶養義務者負担金でございますが、債務者の経済的理由や執行停止から3年が経過したことなどにより、債権が時効により消滅したものについて、不納欠損処理を行ったものでございます。

最後に、同じく附属資料の39ページをお願いいたします。

未登記についてでございます。未登記となっておりますのは、合志市にございます旧肥後学園の敷地の一部でございます。現在、未登記地は残り2筆でございます。うち、1筆につきましては、任意の承諾による所有権移転登記を行うことを基本に進めてまいりましたが、ブラジル在住の相続人やその兄弟の相続人確定及び所有権移転の同意が難しい状況になってきておりますことから、現在、時効援用による法的処理を行う方向で関係者と協議に入ったところでございます。もう一筆につきましては、任意での交渉を行っております。

今後とも、未登記の解消に取り組んでまいります。

以上で障がい者支援課の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、定期監査の結果でございますが、医療政策課では、看護師等修学資金貸付金償還金の未収金の回収について指摘を受けております。債権管理状況等につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明申し上げます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

72ページから76ページにかけて使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金について記載しておりますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

76ページをお願いいたします。

最上段の地域医療再生基金繰入金で、予算現額と収入済み額との差額が5,659万円余でございます。現在、地域医療再生基金を活用し、地域における医師不足や救急医療体制の充実といった事業に取り組んでおりますが、基金事業の所要額が見込みより少なかったことや入札残に伴い、基金の繰入金も減となったものでございます。

次に、76ページ3段目から77ページにかかまして、諸収入について記載しております。諸収入につきましては、不納欠損額はございませんが、77ページの最上段の看護師等修学資金貸付金償還金に収入未済額として276万円余を計上いたしております。これにつきましては、定期監査の指摘事項にあわせ、後ほど御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

2段目、衛生費の公衆衛生総務費でございます。主な事業は、救急医療施設等の運営費に対する補助や医療施設の設備整備に対する補助等でございます。不用額の6,839万円余は、救急勤務医師確保事業の申請を予定して

いた一部医療機関からの交付申請の取り下げやドクターヘリの運航開始が当初の予定よりおくれたことによる運航経費の減等によるものでございます。

なお、公衆衛生総務費には3億4,545万円の翌年度繰越額がございますが、詳細につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

79ページをお願いいたします。

医薬費の3段目の医務費は、主に僻地における医療施設の運営費や設備整備に対し補助を行うもの、また、4段目の保健師等指導管理費は、看護師養成所等の運営費など、看護職員の確保対策として取り組む事業に対し補助等を行うものです。不用額につきましては、いずれも交付要望額が所要見込み額を下回ったこと等によるものでございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

別冊附属資料の16ページをお願いいたします。

天草保健医療圏遠隔医療等設備整備事業でございますが、これは、天草保健医療圏における診療支援体制を構築するため、天草保健医療圏の医療機関が導入する遠隔医療システムの整備に対する補助を繰り越したものでございます。繰り越しの理由としましては、本システムが、複数の医療機関が共同で運用するシステムの構築でありますため、関係する医療機関の機器整備内容などの調整に想定外の時間を要し、事業の着手がおくれたことによるものでございます。

なお、来年2月の事業終了を目指して取り組んでいるところでございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

同じく附属資料の31ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金について、1の平成23年度歳入決算の状況にありますと

おり、276万円余が収入未済となっております。本件につきましては、定期監査の公表事項として、新規未収金発生防止対策の強化、時効の管理、支払い督促等法的措置の検討、延滞利子の徴収について、指摘を受けております。

県では、看護師の確保及び県内定着を図るため、看護師等修学資金として、看護学生の一部に修学資金を貸与しておりますが、県外の病院や200床以上の病院に就職した場合等については、返還義務が生じることとなっております。このうち、一部債務者について、就業状況の悪化や病気等の理由で返還が経済的にも難しいため、収入未済となっているものです。これまでも、文書や電話、訪問による督促、連帯保証人への請求等を行い、その都度返済を受けているほか、それぞれの返済能力に合わせた返済計画を指導するなど、取り組みの強化を図ってきたところでございますが、新規未収金の発生を防止するため、新規貸与者全員に対して面接を行い、制度内容の周知と意識づけの徹底を行ったところでございます。あわせて、卒業後、返還猶予期間にある者を対象に現況調査を実施し、返還対象者の早期把握に努めているところでございます。また、時効期間満了日の把握等による適切な時効管理に努めますとともに、現在8名の対象者がございますが、長期滞納者に対しましては、対象者の経済状況等を見きわめながら、法的措置の実施が効果的であると判断される場合には、支払い督促等の措置を行うなど、適切に対応していくこととしております。

今回の指摘を踏まえ、引き続き、収入未済金の発生防止、早期回収に取り組んでまいります。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者

医療課でございます。

さきに行われました定期監査につきましては、公表事項はございません。

説明資料80ページをお願いします。

歳入についてでございます。

分担金・負担金、国庫支出金、財産収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

81ページをお願いします。

上段の繰入金でございます。国民健康保険広域化等支援基金繰入金の予算現額と収入済み額の差が127万円余となっておりますが、これは、市町村国保支援事業の経費が少なかったことによる基金取り崩し額の減によるものでございます。

下段の諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

82ページをお願いします。

歳出は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における法定の負担金を中心でございます。中段の国民健康保険指導費の不用額2,099万円余でございますが、これは、国民健康保険制度安定化対策において、高額医療費共同事業負担金が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

定期監査の公表事項はございません。

それでは、資料の83ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金ですが、不納欠損額、収入未済額はございませんが、予算現額と収入済み額の差が大きなものについて説明いたします。

84ページをお願いいたします。

衛生費国庫補助金のうち特定疾患治療費補助について、予算現額と収入済み額の差が5億7,975万円余となっております。これは、国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものです。本県では、特定疾患治療研究事業の事業費がふえる中で、県が超過負担を強いられております。引き続き、超過負担の解消に向けて、国に働きかけてまいります。

医療施設等施設整備費補助につきましては、国庫補助の内示減により事業を中止したために生じたものでございます。

原爆被爆者健康診断費補助について422万円余、また、次の原爆被爆者特別措置費補助について583万円の予算現額と収入済み額の差がございますが、これらは、いずれも所要見込み額の減に伴う国庫補助の減によるものでございます。

86ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

87ページをお願いいたします。

まず、衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございます。不用額の9,743万円余は、特定疾患治療費などの医療費の執行残、それから原爆被爆者に対する手当支給が当初の見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

88ページの予防費でございます。これはハンセン病に関する事業費でございます。不用額の122万円余は、扶助費等の執行残でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

説明資料の89ページをお願いします。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

まず、使用料・手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の薬務関係手数料の増は、主に登録販売者試験などの件数が増加したことによるものでございます。

4段目の温泉関係手数料の減は、主に温泉の利用許可申請などが見込みを下回ったものによるものでございます。

90ページをお願いします。

3段目の国庫支出金についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

5段目の国庫委託金の減は、主に医薬品等の価格調査の対象施設の減によるものでございます。

91ページをお願いします。

諸収入についてですが、2段目の治療血清売払代金がゼロとなっておりますが、これは、ボツリヌス感染症など特殊疾病の発生がなかったことにより、売り払いが不要だったためでございます。

3段目の雑入につきまして、5万2,000円の収入未済がございます。これは、附属資料32ページにも記載をいたしておりますが、平成13年度に、献血を推進するための広告を委託しました広告会社が倒産いたしまして、契約不履行となったことによる違約金でございます。会社関係者が行方不明のため収入未済となっておりますが、広告の委託料そのものは支払っておりませんので、金銭的な損害はございませんが、今後とも、関係者の所在確認に努めてまいります。

続きまして、歳出について、主なものを説明させていただきます。

92ページをお願いします。

3段目の公衆衛生総務費について、不用額

343万円余が生じておりますが、これは、移植医療推進支援事業費補助金を実績報告に基づいて減額したことによるものでございます。

下段の生活衛生指導費について、不用額160万円余が生じておりますが、これは旅費などの経費節減によるものでございます。

最後に、93ページをお願いします。

上段の環境整備費の不用額102万円余につきましては、温泉利用許可等の申請件数が見込みを下回ったことにより、それに要する事務費が不用となったものでございます。

最下段、薬務費について、不用額744万円余が生じておりますが、これは、国有ワクチン払い下げのための経費が不要であったこと及び入札による執行残などでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 以上で説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時20分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○前田憲秀委員 説明資料の18ページ、ワクチン接種についてちょっとお尋ねをしたいんですけれども、まず、一番上の子宮頸がん接種ワクチンについてなんです、昨年4月から全国的にも実施ということだったと思うんですが、熊本県下の基礎自治体、いわゆる市町村で、実施の開始にたしか差があったような記憶があるんですけれども、そこら辺は、この金額に影響があるかも含めてちょっとお尋ねをしたいんですけれども……。

○一健康危機管理課長 ワクチンにつきましては3種類ございまして、中学1年生から高校1年生までが子宮頸がんの予防ワクチン、乳幼児が打ちますヒブワクチンと小児用の肺炎球菌ワクチン、3種類ございます。

子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、それぞれ市町村が接種主体ということで接種していきまして、本事業につきましては、平成22年度、予防事業として国が制度をスタートさせたものでございます。

予防接種法に定めます定期接種でございせんけれども、いわゆる公費つき、国のほうからお金が来るといふ公費つきの接種がスタートしたということで、22、23、24の3カ年事業でございまして。

先ほど御質問がありました市町村別の数値につきましては、ちょっと詳細なものをお持ちしていないんですけれども、接種率が伸びない理由というやつがありまして、いわゆる予防接種法に定める定期接種でないということで、個人個人と申しますか、相手の方に直接、打ってくださいよという接種勧奨ができないということでありまして、実施主体である市町村としては、こういう制度がございましてという制度周知を図っているということがあります。

そういったことから、本人には、保護者の方には、通知票みたいなやつは行っておりません、制度周知を図っています。それが1点目です。

もう一つは、3種類のうち、乳幼児が打ちますヒブワクチン、小児用ワクチンは、平成22年度に制度がスタートしたわけですけれども、国として公費つきのスタートをしたわけですけれども、23年3月ぐらいから、ちょっと全国的に副反応と申しますか、ちょっと重篤な健康被害が発生しましたものですから、おおむね約1カ月間ぐらいちょっと見合わせる状態になりました。それが相当、新聞等と

いいですか、報道機関でも報道されまして、それでちょっと接種見合わせと、そういった形になりまして、伸び率が伸びなかったということでもあります。

そういったことで、済みません、市町村ごとのやつはちょっとここで持っていませんものですから、大体そういった状況でございます。

○前田憲秀委員 もし市町村の、特に子宮頸がんワクチンで結構なんですけれども、実施日がわかりましたら、後でも教えていただければと思います。

せっかくの施策の割には、この、見込みを下回る——逆に、僕は足りないぐらいでもいいんじゃないかなという思いもあって、例えば、熊本市では4月実施ですけれども、子宮頸がんに関しては年齢が対象になるので、またがると非対象になるということで、3月から繰り上げて、八代市もたしかそうじゃなかったかなと思います。

ある自治体は、こういう頸がんワクチンよりも性教育が先だという首長さんのお声も聞いたような記憶があります。そういう意味では、先ほどの、確かに死亡事例があって、全国的にニュースもあって控えるというお話も聞きましたけれども、当初は、関係のお医者さんなんかからすると、ワクチンが足りないというお話も聞きましたし、そういう意味では、県としても、徹底といいますか、周知、先ほど言われたようなことは今後もぜひ図っていただきたいなというふうに思います。

後でも結構ですので、実施時期、わかりましたら教えていただければと思います。

○重村栄委員 幾つか質問させてください。

まず、7ページ、民生委員の報酬の執行残というところが社会福祉総務費の中に出ておりますが、今、私の住んでおります荒尾の中で、民生委員を引き受ける人が非常に少ない

というか、消極的だと。民生委員さん、非常にいろんな負荷が多過ぎて、あんまりなりたくないということで、やめる方があったとき、後を探すのも大変だとかいうことはよく聞くんですが、そういった事柄があつての、この民生委員さんの報酬の執行残というような形になっているのか、民生委員さんが所定の数を満たしているのかどうか、そこがまず1点聞きたいところです。

それから次は、生活保護費、今国のほうでも生活保護費の問題がいろいろ出ておりますが、県内において、生活保護費の不法受給、違法受給というのかな、その辺の実態はどんなふうになっているのか、それについての調査等はどういうふうにされているのか、今現在の状況の中で、わかる範囲で教えていただきたいのと、それに対する県の考え方。

それから、特定疾患治療費補助、これ、国の交付金がえらく下回っているんですが、国と県との見解の相違のところは、何が違うんですかね。何が違ってこういうふうに出ているのか。それと、この負担金の推移、どういうふうになっているのか。ここ数年でも結構ですが、どういうふうになっているのか。県の負担がどのようにふえている、逆に言うと県がどのように負担がふえているのかということになるんでしょうけれども、その推移を教えてください。

それからもう1つ、ちょっと小さいことなんですけど、89ページ、温泉関係のがありますけれども、利用許可申請手数料が減ってきたという、件数が減ってきたということなんですけど、これは、温泉の新規のが減っているのか、あるいは継続されているのが減っているのか。あわせて、それに関連して、旅館業の許可も同じようなことが出ているんですが、これは旅館をやめている人がふえているのか、その辺の状況がどうなのか、ちょっと教えてください。

○井手順雄委員長 それではまず、健康福祉政策課長。

○吉田健康福祉政策課長 ただいま、民生委員につきまして、執行残の要因ということでお尋ねがございました。

民生委員さんにつきましては、熊本県とそれから熊本市、それぞれで所管がございます。県の所管の定数が2,729人、一方で、熊本市の所管が1,416人ということで決まっております。県分につきましては、なかなか民生委員さん、今、児童虐待ですとか、高齢者の孤独死ですとか、いろんな場面で地域福祉の中で活躍の場面がございます、なっていたり、ただよきような勧誘をしておりますが、残念ながら、8月末の数字でいきますと、定数の2,729に対して16名の欠員がございます。それでも充足率が99%を超えておりますので、全国の他県から比較しますと高いほうかなというふうに思っております。

この執行残につきましては、この民生委員の方の欠員の分、年間に5万8,200円手当が出ますが、その手当の分が執行残として残っているということと、そのほか、民生委員さんに対する研修費等もございますが、ここの事務的な経費の節減によるものでございます。

以上でございます。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護に係ります不正受給の御質問をいただきました。

平成23年度の不正受給の状況を御説明いたします。

まず、県所管分、県の福祉事務所分で、平成23年度、不正受給が21件、金額にしまして670万円余ございました。市福祉事務所分が214件、金額にしまして8,470万円余でございます。県全体で235件、金額が9,150万円

余となっております。

前年度と比較いたしますと、件数が、県全体で約35件ほど件数は伸びております。ただ、金額は2,500万円ほど昨年度に比べましたら減ってはおります。実態はそういうことになっております。

不正受給といいますのは、具体的にどういふものがあるかといいますと、就労収入があったにもかかわらず、申告をしていなかったとか、それから年金が遡及して支給されたのに、それを隠していたとか、そういった事例になっております。

私どもといたしましては、就労収入の場合には、全て収入申告書というのをいただいております。申告制になっております。ですから、収入認定するときには、その収入申告書をもとに収入認定をいたします。それはあくまでも本人さんの申告なものですから、翌年度の課税調査というのを今現在、全福祉事務所で行っております。その課税状況調査と突き合わせをしまして、もし金額が違うのであれば、これは正確に申告をしていただいていたということ、その分につきましては、御本人さんのほうと話をし、返還をしていただくという手続をとっております。そういったことがありますものですから、まず、収入申告の義務というのがございますので、そこをきっちり皆様方に御理解をいただくということが一番大事なというふうに思っております。

あわせて、不正受給が発覚したときには、直後に動きを開始する。ちょっと時間が延びると、なかなか返していただけないということがありますものですから、初動をしっかりとやるというふうなことを今福祉事務所のほうにはお願いをいたしております。

今後の考え方といいますか、今後の対応といたしまして、1つ全国的に不正受給が今非常に多くなっております。それで、国のほうでは、現在生活保護法の改正に向けて検討が

されております。その中で、悪質な不正受給に対しては告訴もやるべきじゃないかという議論があつておりました、ただ、生活保護につきましては、全国統一の基準でやっておりますので、各県がばらばらではいけないということで、告発に関する統一基準というのを国のほうが示そうというふうに今なされております。その告発基準が出ますと、私どもも、その基準を見ながら、特に悪質というものについては、今後告訴等の対応も検討しなければいけないというふうに思っております。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

先ほど特定疾患の治療費補助に関する見解の差ということでございますが、一応難病対策要綱という昭和47年につくられた要綱に基づいてやられていて、ちょうど国、県、2分の1ずつの負担となっていますが、国は予算の範囲内という説明になっております。今年度も、たしか全体の事業は1,200億ぐらい国全体でかかっている、国と都道府県で600億ずつなんです、たしか、そのうち国の予算は300億強だったと記憶しています。ここ5年間の県の超過負担の金額ですが、平成19年度と20年度が約4億円、21年度が約5億2,000万円、22年度が約5億3,000万円、23年度が、先ほど報告しましたように約5億7,000万円となっております。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

御質問の第1点目、温泉の掘削につきましては、平成23年度が13件の掘削申請がありました。これは、例年と、ここ数年大きな差はございません。ですから、温泉を掘る許可申請については、ほぼ横ばいであるということでございます。

それと、温泉の利用許可が見込みより減少

しましたという御報告をさせていただきましたが、23年度は33件でございました。前年度もその程度でございまして、その前が大体100件前後あつていたのですが、3分の1程度に温泉の利用許可が減少しております。これは、旅館とか公衆浴場の新しい許可申請がこのごろ少のうございまして、そういうことで利用許可が例年より少ないという状況でございます。

ただし、新規申請が少ないので、廃業が目立って多くなっているかという、そうではございませんで、大体施設数は、そこまで大きな、深刻な減少傾向にあるという話ではございません。新規が少なくなっているという状況でございます。

○重村栄委員 まず、民生委員の件ですけれども、県下全域でどうなのかよくわからないところがあるんですけれども、さっき申し上げたように、民生委員さんの負荷が非常に高くなってきているというのは多分、県下全部一緒じゃないかなという感じがするんですね。

それと、特に独居老人のところに訪問したりとか、いろんな活動をされる中で、いろんな無理な注文も受けざるを得ないとか、どこまでサービスしなくちゃいけないのかよくわからぬけれども言われるからしているとか、ある面では、何かヘルパーさんみたいな使い方もされるとか、そんな苦情も結構あるようでございますので、その辺のところを少し解消していかないと、これから先も民生委員さんはなかなか受け手が見つからないという、受けてもらえても、なかなか苦労されながら職務を遂行されているという傾向があると思うので、そういった——民生委員さんになる方じゃなくて、民生委員さんのサービスを受ける方、あるいはいろんなお世話をしていただく方のほうにもいろんな啓発をしていかないといけないんじゃないかなという気が

しますので、その辺は、細かな活動になるかもしれませんが、ぜひやっておいていただきたいなど、そういうふうに思います。

それから、生活保護の件ですが、本当に苦しい人はしっかりと保護していかれなくちゃいけないというのは、これはもうみんなですべていかになくちゃいけないんですけども、やはり不正受給というふうな件に関しては、やはり適正に、あるいは公平、公正にしていけないと周りの人が迷惑するので、いけないと思うし——最近テレビのニュースか何かでやっていたけれども、近所の住民からの通報に基づいていろんな調査をされて、張り込みまでされているような、そういうこともあっているようですけれども、余りそういうことは好ましくないことなので、受給されるときにきちんと指導もして行って、余り不正とかないようにしていただきたいなと思いますし、やはり悪質なものに対しては厳正に対処するという姿勢はきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、特定疾患のやつ。これ、国は、多分予算組むときに、いろんな各県あたりとのヒアリングをしながら予算組んでいるんだろうと思うんですね。実態を把握しながら予算をしているんだろうと思うんですけども、その辺の把握の仕方に問題があるのかなと。例えば、2分の1負担ですよ、国と県と。それに乖離しているわけですから、やっぱりヒアリングの時点での問題があるのかなと。国が必要と認めない部分があって、県はこれだけ必要だと、ところが、国は必要じゃないから予算が小さいということなのか、そこから辺がちょっと何か理解できないんですけども、それ、どうなんですか。

○池田和貴副委員長 国は確信犯ですよ。

○佐藤健康づくり推進課長 その、ヒアリングについてはちょっと細かいところはわか

りませんが、これまでも全国知事会とか、全国衛生部長会とか、いろんな場でそういう意見が地方から出されて、実情はずっと国に伝えてございます。ですから、把握が不十分かどうかというのは、ちょっとよくわかりませんが、地方としては、できる限りの努力はしているというふうに理解しております。

○林田健康福祉部長 この件につきましては、今課長申し上げましたとおり、いろんな知事会とかでも議論がなされておまして、そういった実態は、国は把握しているというふうに思います。

23年度からだと思いますけれども、新たに難治性疾患対策のあり方の検討チームというのが副大臣をトップにできておまして、そこで医療費助成のあり方も検討しますということになっております。23年度から24年度にかけてずっと検討されてきているということは事実でございまして、ちょっとこれをかなり注目していかなければならないというふうに思っておりますけれども、引き続き、要望といいますか、意見はどんどん言っていかななくてはいけないと思っておりますので、知事会の場とかでも、また議論を起こしていきたいというふうに思っています。

○重村栄委員 私は、良心的に、ヒアリングの時点の把握の仕方がと言ったんですけども、ある面で——池田副委員長がちらっと確信犯とか言ったんですけども、どうもそういう傾向に感じるんですよ。国はわかっているつけていないと。知事会とかの要望が上がっているのは私も承知していますけれども、そういうのが上がっているのは知った上で、ある面では無視しているのかなと、そういう感じがしてしょうがないんですよ。もう少しきちんと国に言っていけないといけないのかなという感じがしますし、だんだん県の負担もふえてきているでしょう。こういう状

況を見て、やはり今までどおりの対応でいいのかなという疑問を感じますので、その辺は、執行部の皆さん方も、執行部の皆さん方できちんともう一度声を強く大きくして言っていただきたいというのを思いますし、我々議会としても、やはりこれは言っていないといけない問題かなという感じがしていますので、また後日議会としての対応も考えていく必要があるかなと思っています。

ただ、このままずっと県の負担がふえていくというのは決して好ましいことじゃないので、そこら辺はやっぱりしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、温泉の件は、熊本が一生懸命観光に力を入れようという中で、温泉は売りの一つなので、減っているかどうか、ちょっと心配だったので聞いただけでございます。特段意図はありません。

○池田和貴副委員長 今の特定疾患の医療費の件なんですけれども、今部長の答弁にあったように、今検討チームができております。その中で、ちょっとどういう経緯になっているかわからないんですが、特定疾患の研究事業に、今の疾患からさらに追加するという話もたしか当初出ていたんだと思うんですね。だとすると、さらに県の超過負担分がふえるおそれというのも当然あるんだと思うんですね。

これも、私も、平成10何年かな、一般質問してから、ずっと改善されないまま来ているので、どっかで抜本的に——全ての都道府県が一緒のようなことになっているので、形式的には、毎年、衛生部長会でも出されますし、知事会でも出されますけれども、もう少し何か知恵を絞るようなことも必要なかなという気はずっとですよね。

皆さんやっぺらっしやるかと思うんですが、予算の範囲内という一言で、国は確信犯でずっとやっているんだと思うんですね。政

治のほうでも少し動いてみましたけれども、結局制度をちょこちょこっといじられて、どのくらい減るかなと思ったら、全く減っていないというのが現実でしたので、ぜひここは頑張ってください。私たちも、それはやっぱり取り組んでいかんばいかぬと思っていますので、よろしくお願いします。

○西聖一委員 3点お尋ねいたします。

特に福祉関係ですけれども、未収金対策で大変力を入れて、収税専門官を、経験した人を入れて未収金対策もしているようですけれども、非常に相手方、社会的に厳しい方なので、その対策は苦慮しているのは十分わかっていますが、その中でちょっと不思議に思ったのが、時効の中断措置という言葉が出てまして、できなかった件数が——例えば、附属資料の35ページの子ども家庭福祉課で929件という数字が出ていますけれども、この数字が大きいのか少ないのかよくわからなくて、逆に措置ができた件数はどれくらいあるのかというのと、18年度が、ほかの課もそうなんですけれども、時効中断ができなかったという件数が多いので、何か事務的にミスがあったんじゃないでしょうけれども、何かあったのかなとちょっと思います。それが1点ですね。

それから、所在不明という処理をしているのもあるんですね、不納の部分で。これはもうやむを得ないということで事務的に不納にするのは、これは仕方ないんですけれども、最近所在不明の方が事件に巻き込まれている例が多いわけですね。子供さんとか、特に。これは、警察としっかり連携しながら、全国的な情報共有をして、本当にいないのかいるのかを、確認を突き詰めていかないと大変な問題じゃないかなと今思うわけですね。ですから、これは県でやれということとはとてもできないと思うので、国に対して、こういう情報を共有して所在不明を絶対なくすような行

政的な仕組みを申し出る必要があるんじゃないのかなというのが2点目です。

それと3点目は、繰り越しの事業で、15ページですけれども、障がい者支援課の事業を繰り越していますけれども、これは、何かタイの洪水というのが理由に出ていますけれども、車両関係は少し納得できますが、施設関係までタイの洪水が影響するのかなというのと、それが全部基本的に天草に関係しているので、天草の障害支援関係は、タイと何か連携が、そもそもの素地があるんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○井手順雄委員長 2点目の質問は各課にまたがりますけれども、どこに聞きましょうか。

○西聖一委員 部長でいいと思います。

○井手順雄委員長 まず子ども家庭福祉課、お願いします。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

不納欠損の児童保護費負担金、18年度ので929件とあります。件というのが、月ごとにしているものですので、929人というわけではなくて、人数にすると96名。この18年度が、ちょうどここ5年間の時効にかかりますもので、この年が非常に多く、ちょうど時効が来たときなので多い数字になっています。逆に言いますと、その前の17年度ですとか16年度で、例えば17年度で95件というのは、時効を1度中断しつつ、今年度、23年度に不納欠損した部分になります。児童保護費負担金の滞納者数が大体250人ぐらいですので、それと、先ほどの96人というところとの比較かと思っております。

また、行方不明の話についても少し——やはり県をまたいで債務者が移動した場合に、

なかなか県のほうで把握しづらいというケースがありまして、それは多分どの負担金でも同じだとは思っております。今効果的な対応策というのは、すぐにはないんですけれども、問題、検討事項だとは思っております。

○井手順雄委員長 続いてして、課長が。所在不明、おたくが一番多かごたるけん。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課で、資料でいいますと、例えば附属資料の21ページ、250人の中で所在不明が12名ということであります。済みません、繰り返しの答弁になってしまいます。県をまたいだ場合の所在不明などについて非常に苦慮している状況でございます。

○西聖一委員 事務的に処理してしまうのは本当、簡単なんですけれども、いろんな情報の中で、児童相談所経由で、よくよく行ってみたら死んでいましたとか、結構多いですよ。やっぱり人の命がかかっている部分が結構あるんじゃないかと思うんですよ。逆に生き残ったとしても、そういう親を見て育った子供は、ああ、借りても返さなくてもいいということで負の連鎖になる可能性もあるので、これはきちっと押さえていかないと大変な問題かなと思うので、ぜひとも国に対してしっかり要求していければなと思っておりますけれども、何かされているのですかね。

○伊藤政策審議監 政策監の伊藤でございます。

今の所在不明につきましては、警察等への情報共有といいますか、そういう観点を見ましても、なかなか民事でございますので、どれだけ協力していただけるかわからないところでございますが、できる限り他県も含めて追跡調査については努力したいと思っておりますので、現時点で、なかなかよい手段というのは

ないところだと思っております。

○西聖一委員 警察は基本的に動けないですよ、事件でなければ。だから、そこがもう一番のネックとわかっているのだから、国に対してしっかり要求していかないといけないと思うので、やっぱり動きをしていただければと思いますので、お願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 繰越事業についてですけれども、基本的には東日本大震災と、それとタイの洪水というのが、15ページの天草市の天草学園、それから苓北町の天草更生園で上げてございますけれども、東日本大震災で復旧資材が大量に東北のほうに行って、なかなか資材が入手できなかったということが大半でございますけれども、タイとの関係で言いますと、決して天草だからというわけじゃなくて、サッシとか、基礎資材がなかなか入らなかったということで、工事がやはり予定どおりいかなかったということで聞いております。

○西聖一委員 ということは、天草以外の施設は全部年度内に繰り越さずにできたということですか、それとも、この年は天草市しか手が挙がらなかったんですか。

○西岡障がい者支援課長 耐震化事業が4件ございますけれども、そのうちの3件が、天草が3件ございまして、結果的に天草のが3件繰り越しになったと。それともう1件は、11月補正で追加でした案件で、これは玉名のほうですけれども、もともと工期が1年ぐらいございましたので、耐震化事業が基本的には23年度で終わりということで、基金を有効に活用しようということで、最後に基金が残った分について、玉名のほうに事業採択をしたものでございます。

○西聖一委員 土木部でもあったんですけれども、部材の交換を検討するというあれは何もなかったんですか。

○西岡障がい者支援課長 一応当初計画どおりでやりたいということで、3月末でぎりぎり間に合うかなということだったんですけれども、4月末、それから5月の中旬以降、ぎりぎり、そのくらいで一応でき上がっているといた状況でございます。

○井手順雄委員長 前回、土木部のこういう繰り越しの中の理由に、こういう、資材がなかったけん延期になったというのはありませんでした。つけ加えておきます。

ほかに。

○浦田祐三子委員 子ども未来課に不妊対策事業についてお尋ねをしたいんですけれども、この事業の内容で、特定不妊治療に要する費用の一部を助成ということなんですけれども、大体どのくらい助成されるのか、教えてください。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

23年度から不妊治療助成が拡大されてまして、1回につき15万円を限度にとということで、1年目は年3回まで受けることができまして、通算で10回、年にしますと5年間受けることができます。

○浦田祐三子委員 先日も、ちょっとうちの事務所にも連絡が、電話がかかってくるから相談があったんですけれども、やっぱり子供を望んでいるんだけど、なかなか金銭的な面で続いていかないということですので、できれば、こういった声をしっかりとつないでいていただいて、子供を本当、切望されていらっしゃる方に対してそういう光を当て

ていただきたいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○前田憲秀委員 今、浦田委員が御指摘された不妊対策事業のところなんですけれども、6,100万円余りの不用額ということで、対策事業の実績額が見込みより少ないということだったんですが、その事業、大体わかりますか、どんなことに幾らぐらい見込みが少なかったのか。説明資料45ページですね。

○中園子ども未来課長 先ほど不妊対策事業で主に残りましたという話をしましたけれども、23年度に拡大しましたときに、初年度が3回というのが初めてありましたものですから、希望者が多いだろうということで多目に組みました。想定よりは少なかったということで若干不用額が出ております。予算額としましては、1億2,100万円組んでおります。

以上でございます。

○前田憲秀委員 では、これは、先ほどのお金の補助事業の見込みが下回ったということなんですかね。不妊対策を、何か政策をやるとか啓発をやるとかではなくて……。

○中園子ども未来課長 補助額が想定よりも下回ったということでございます。

○前田憲秀委員 先ほど浦田委員も言われたように、非常にこのことに関してはナーバスに悩んでいらっしゃる方がいらっしゃるんじゃないかと思えます。ですから、この補助額があるのに実績を下回るということは、恐らくないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、例えば、市町村においても不妊の相談窓口というのは、いろんな名前が、名称がばらばらで、どこに尋ねていいかわからないというお話も聞いたことがありますし、例えば、県庁のホームページで不妊治療、不

妊対策、不妊で悩んでいますと検索をしたら何らかのアプローチができるような、そういったのにもこのお金は使えないんですかね。

そこらはまた別として、ぜひ——実態は、これだけ不用額が出ることはないのではないかというふうに、私もいろんな方から御相談を受けて聞いておりますので、その調査もぜひしっかりしていただきたいというふうに要望させていただきます。よろしく願いします。

○早田順一委員 子ども未来課の関連でということですか。

別冊の資料の20ページに未熟児養育の収入未済額ということで、状況で、3番に非協力的というのが29件中20件ということで、えらいウエートを占めているなという思いがします。これはどう解釈すればいいのかなと思って、ちょっとお尋ねをいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

お尋ねの20ページの3番の収入未済の状況のところかと思えます。

非協力的で20件とございますけれども、これは、所在不明と違いまして、居どころはわかかっていて連絡しているんですけども連絡がつかないと。電話しても出ないし、文書を送って到着していることはわかっているんですけども反応がないといったケースでございます。そういうケースにつきまして、徴収促進策のところを書いておりますが、勤務先への電話催告といったこともいたしております。

○早田順一委員 金額的には低いんですけども、例えば、前のページは、社会福祉課の生活保護の返還徴収の中にも、3番に非協力的ということで、60件で12件ほどございますけれども、ここの徴収の対策の仕方とそれか

ら子ども未来課の対策の仕方というのがちょっと何か差があるような感じがしたんですけども、その点はいかがでしょうか。

○中園子ども未来課長 子ども未来課の関係は、冒頭御説明申し上げたように、乳幼児医療助成の手続をすると、基本的にとらない、ゼロになるんですけども、その手続をとらなかったがために未収金が発生しているというケースが幾つかございます。まずはその辺の徹底をするということで私どもやっております。

○早田順一委員 例えば、払わない方が、このお金を返さなくてもいいんだよと、蔓延しているというか、そういうことはあり得ないですかね。

○中園子ども未来課長 返さなくてもいいという雰囲気はないと思いますが……。

○早田順一委員 でも、学校の給食費を払わぬでもいいか、そんな感じでなっているんじゃないかなと、ちょっと思ったもんですから……。

○中園子ども未来課長 この未収金の特徴としまして、生活が苦しいというのものもあるんですけども、とにかく病気の子供を抱えていて、日常の生活に追われているといったケースが幾つか見られます。ですから、納入通知書を送っても、それを持って銀行に行くのがなかなか大変とか、そういったケースも幾つかございました。それで、非常に血も涙もない対策なんですけど、例えば、熊本市内に、日赤病院なんかに出てこられるときに、面会に行つて、そこで現金でいただくとか、そういうことをやったケースもございます。

○早田順一委員 51ページの民生費の社会福

祉施設費で2,651万1,000円の不用額が出ておりますが、その理由で、一時保護所環境整備事業の実績額が見込み額より少なかったためと書いてありますけれども、これは、単純にDVが減ったと考えてよろしいのでしょうか。

○山田子ども家庭福祉課長 この2,600万円余の不用額の内訳でございますけれども、1つが、女性一時保護所における空調設備の改修を予定していたものが、予定より安かったというのが1点で、もう一点が、一時保護自体の数が少なかったということの2点でございます。

○早田順一委員 だから、DVが減ったと考えていいんですかね。

○山田子ども家庭福祉課長 DVの件数自体は、まだ減っておりません。ふえております。ただ、その中で、一時保護所に入れる数というものが予定より少なかったということでもあります。

○早田順一委員 ということは、DVはふえているけれども、その一時保護の施設を利用される方が減ったということですか。

○山田子ども家庭福祉課長 DVの相談件数自体はふえておりますが、一時保護して保護しなければいけないといったDVの重さ程度の方が、23年度は予想よりも低かったということでもあります。DVとかそういうのは減っておりません。一方、この一時保護して旦那から引き離すといった件数が予想より少なかったと。

○早田順一委員 離さなければいけないようなDVをされる家庭というか、そういうのは減ったと思っていいいんですか。

○山田子ども家庭福祉課長 予定の88%でございました、予想の。

○早田順一委員 その推移というのはわかりますか。

○山田子ども家庭福祉課長 一時保護件数ですが、平成18年93件、1つ飛びます、20年72件、22年83件、23年31件が一時保護件数でございます。

○早田順一委員 わかりました。

○高野洋介委員 別冊の21ページの児童保護費負担金の未収のことなんですけれども、これと、前の前のページの18ページの債務の否認のことなんですけれども、これ、私、債務の否認はかなり厳しいことだと思うんですね。結局債務が発生していても認めないわけですね。ということは、取るにも取れないというような状況にあるんじゃないかなと思っておりますけれども、その対策について、個別の案件のことは要りませんけれども、どういったことでこの債務の否認というものが現状としてあるのかというのを、子ども家庭福祉課と社会福祉課のほうにお尋ねしたいんですけれども……。

○山田子ども家庭福祉課長 附属資料21ページの3の部分で、債務の否認250人中27名ということであります。児童保護費負担金ですので、例えば、児童虐待でしたりネグレクトで子供を親から離して施設に入れると、施設に入れるときに、やはり児童相談所と親との認識にずれがあることがあります。一般的には虐待なんですけれども、本人は虐待しているつもりがない、しつけのつもりであったといった場合などに、負担金幾ら下さいと言ったときに、私は虐待もしていないのに子供は

引き離され、なおかつお金を取られるということでも認めがたいということで、債務の否認ということになります。こういった場合に、おっしゃるとおり、なかなか徴収するのはかなり困難なケースになります。

一方、親との関係が続けながら子供の将来を考えるとといったときには、完全にお金を取りに行くというよりも、子供と親との関係を児童相談所が残したほうが子供のためになるのではないかというケースもございますので、おっしゃるとおり、この27件というのは徴収は難しいケースだとは思いますが。

済みません、先ほど早田先生からの御質問で数字を間違えました。平成22年と23年の一時保護件数でございます。22年83件、23年、先ほど31件と申しましたが、62件の誤りです。ただ、少し20件程度減っております。修正いたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

社会福祉課のほうで債務の否認というのが1件ございます。これは、生命保険に入っておられた方で、重度の糖尿病にかかれて入院をされまして、急迫の保護ということで保護を開始したものでございます。生命保険があったということで、その辺の調査を保護開始後に行っております。その生命保険が、本人さんが被保険人ということで入っておられるんですけれども、保険金を受け取る方が、実際は別れた元妻という方がいらっしゃって、その方のほうにお金が行ったんだというふうに本人は主張しております。私どものほうは、いや、これはあなたのところに入ったんでしょうということで、返還徴収金の手続きをとっておるんですけれども、本人さんのほうは、いや、これは別れた妻のほうに全部お金も払って、そちらのほうにお金はもらったんだということで、そこが今債務の否認という状態になっておまして、これについて

は、私どものほうの残りの12件の中の重要案件ということで、今扶養義務者も含めて接触到当たっているところでございます。

○高野洋介委員 恐らく取れないですよ、取りにくいんですよ。ただ、ここを許してしまうと、当たり前前に払った人に対して説明がつかないんですよ。よく行政等の中で私感じるのが、ごね得をしたほうがいいんじゃないかなという案件が結構あるんじゃないかなと思ってるんですよ。県民にもそういった方々も中にはいるんじゃないかなと思いますので、やっぱりそういうそれぞれの事情があるにもかかわらず、払っている人のことを考えると、きちりここはいろんな形でやっていかないと、そういうのが広がっていくと、取れるものも取れなくなると思いますので、そこは、部長、やっぱりしっかり人員を割いてでも——何かこれを見ると、人員の削減が効果があったとか、そういう話も書いてありますけれども、そういうのじゃなくて、しっかりそういったところには人も金もかけながらやっていくというふうな形を今後つくっていく必要があると思いますので、ぜひとも部長初め皆さん方よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤雅司委員 時間はとりません。3～4点あるわけですがけれども、最初の超過負担の問題につきましては、各部あると思います。これはもうずっと長年の懸案事項で、知事会等でもいろんな話をされておりますので、ぜひ、これは委員長一任でございましてけれども、ぜひ委員会としてコメントを何か出したほうがいいんじゃないかなという、そういう気持ちでございまして。

それから、生活保護費については、今議論があっておりますけれども、偽装離婚というのが私の近くのほうでも——実際は、確かに

法的には離婚しているけれども、もう事実上の婚姻関係にあるような、そしていろんなことをやっていらっしゃる人もいらっしゃるわけですから、そういったところもしっかり見とかぬと、いわゆる生活の実態というものを把握しとかぬと、日ごろからそうした情報をとつとかぬと簡単にいかないなということでございます。

それからもう一つは、温泉の関係ですが、温泉審議会というのがあると思いますが、どうも現地の調査というのが私は不足しているんじゃないかなと。実態に合わないといえますか、いろんな、例えば阿蘇地方についても、かなり1,200平方キロというやつをどう把握するかというのは、地元の振興局の保健福祉環境部でもかなり把握には苦慮しているという状況は、私はあると思うんですね。

そこに出てくるのが、いろんな許認可の関係です。いわゆる不法に掘削をすれば、そして口径が違うとか、いろんな諸条件を満たさなければ、それは当然また埋め戻すということになりますけれども、そうなれば、かなりそこでトラブルが発生するということに対してどういうふうな——ただ申請を待つとって、机に座るとって、申請があった、なかぐらいで話をしよると大間違いだと。やっぱりいろんな情報体制といいますか、をとつとかないと、水の許可の話もありますけれども、阿蘇あたりは火山にへばりついたようなところですから、どこを掘っても、下手すると25度ぐらいとがぱっと出ますもんね。それは、法的には埋め戻さないといかぬということになるわけですがけれども、そこ辺の区別もつかないということになって、後で大問題を起こすというケースが多々あるというふうに思っておりますので、そうしたことの実態を温泉審議会として把握されているかどうか、非常に私は疑問に思っております。ただ単に、いわゆる審議会が形骸化するのではなくて——しっかりとしたことをやっぱりやっていかな

いと、そこまでいっていませんとか、それは把握していませんとか、聞けば、審議が提案したことだけであって、本当の中身に、そこまでいっていませんみたいな話がたくさんありますので、そうした精度を上げていかないといかぬのじゃないかなという感じがしておりますので、そこはぜひ指摘しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、これは、これだけは御答弁いただきたいと思っておりますが、看護師さん等の修学資金の未納について、未納が何人ですか、200数十万あると思っておりますけれども、未納されているのは何人ですか。

○三角医療政策課長 8名でございます。

○佐藤雅司委員 8名ですか。

○三角医療政策課長 はい。

○佐藤雅司委員 8名でちょっと安心しましたけれども、金額的には大きいんですが、いわゆる天使のような皆さん方が就職をされた、今看護師は不足しておりますけれども、就職をめでたくされて、しかし、その人たちが、やっぱり自分たちが受けた、払わなきゃいかぬとを払わないと。何なのかなという、やっぱりそういうところから——この、看護師さんは女性が大体多いと思っておりますが、男もおると思うんですが、これから母親になって、いわゆる支払った扶助費の話もそうですけれども、ちゃんとやっぱり払うという、くせと言うとおかしなばってん、そういったものを植えつけていかないと、それは医療費でん何でん払わんちゃよかという話と一緒になので、そういうところから教育をしていかないといかぬなという——我々はもう天使と思っておりますけれども、何かそこ辺が、なぜなのかという疑問は湧きますね。そこは要望で

結構でございます。

以上です。

○東充美委員 ちょっと認知症の件で、これ、認知症対策課ですかね。認知症対策と相談対策事業というのと若年性の認知症対策事業、29ページと30ページにわたっておりますけれども、これは若年性という定義が何かあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども……。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

通常認知症といいますと、65歳以上の高齢者ということでありまして。若年性の方は、その65歳未満の方、おおむね40歳から64歳までというふうに言われております。

○東充美委員 今の実態といいますか、若年性という、65歳以下、これはどのくらい把握されておりますか。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 実数につきましては、ちょっと概算といいますか、推計になりますが、本県においては、600人から700人というふうに推計しております。

○東充美委員 相談対策事業という形の中で、若年性と一般的な65歳以上と、その相談のあれは分けてはいないんですね、対策事業という形の中でやっていますけれども……。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 相談については、特に分けてはやっておりませんが、ただ、若年性の方につきましては、やはり高齢者の方と違いまして、例えば介護のケアをするときに、集団のプログラムではなくて、一人一人の特徴に応じたプログラムが必要であるとか、あるいは発症した方が仕事を

持っていられる方が多いものですから、その方に対するさまざまな就労面のサポートですとか、年金の手続等さまざまな手続が必要になってまいります。したがって、相談としては一緒にやっておりますが、特に若年者については、しっかりとした対応ができるように私どもマニュアルのほうをつくっております、それを市町村ですとか関係の相談機関のほうに配っております、対応しているところであります。

○東充美委員 私ども、認知症というのはもう今我々もいつなるかわかりませんが、若年性というの600も700もおるとい、大変な数と思うんですけれども、實際上、ふえていっている状況ですかね、今の状況の中では。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 済みません、数としては、今600、700というのは推計で出しておりますが、経年的に変化というのは、申しわけございませんが、ございませんが、ただ、認知症の方の数自体は増加しております。これはもう高齢化というのがあるんですが、もう1つ、認知症に対する認識というのが県民の方の中にも広まってきたと。若年性の方につきましても、今までは鬱とか、そういう扱いをされていた方が、適切な医療、診療を受けることによって、若年性認知症ということで鑑別がなされるということで、数としては増加傾向にあるというふうに考えております。

○東充美委員 實際上、600、700ということですから——1,359万ですかね、対策事業として。これ以上ふえるということであれば、こちらの事業のほうにも、予算のほうも少し、できたらふやしていただきたいと要望をしておきます。

あと1点ですけれども、昨年だったと思

ますけれども、テレビでありまして、生ワクチンと不活化ワクチンと——ポリオのことですけれども、これは政策課ですかね。今現状で、多分、生ワクチンをお母さん方がどうしても怖いというイメージがあって、金沢県か何かで不活化ワクチンをやっているということで、熊本県もやってほしいなという話が出ていたと思うんです。今現状どうなっていますかね。

○一健康危機管理課長 ポリオにつきましては、子供さんに打つわけですけれども、生ワクチンと不活化ワクチンとあります。今までは、生ワクチンということで打って予防接種しておりましたが、ことしの9月1日から、不活化ワクチンについては、ポリオ単体のワクチンとして市町村のほうで打てる状態になっています。11月1日から、ポリオ以外、ほかの3種、合わせて4種類合わせました、ポリオも含めまして4種類のワクチンについて、不活化ワクチンということで11月1日から打てると、予防接種ができるという状態に今なっております。

○東充美委員 ということは、もう一般的に、お母さん方には大体市町村から通知が行くんですかね。もう9月の件はいいですけれども、11月ということで。だったら、9月だったら、あと2カ月待ってから打とうとか、だから、単体で打たなくて4種ということであれば、待つような形でもいいんですけどいいね。

○一健康危機管理課長 これにつきましては、予防接種法に基づく定期接種という位置づけになりますもんですから、市町村が接種主体ですけれども、対象の方には、予診とか予診票みたいなやつも通知いたしまして、その時期に来ていますよということで、市町村のほうから該当者のほうにはお知らせしてい

るというふうに思っています。

○東充美委員 どっちにしても、いろんな形で、生ワクが怖いというお母さん方からちょっと聞いとったんですけれども、熊本県でも11月から4種でもできるわけですね、こうやった形で、不活化ワクチンで。そういうことがわかればいいです。ちょっとそれを聞きたかったもんですから。

以上です。

○池田和貴副委員長 これは部長にお尋ねなんですけれども、公共建築物等木材利用促進法が施行されて、県も基本方針をつくられましたですね。今回の9月議会で私も質問したんですけれども、今年度中に県内全市町村が基本方針をつくるということになりました。知事が、木材利用の本部長としてやられています。そういった意味で、健康福祉部でも、かなり福祉施設の補助が出るわけですね。この公共建築物等木材利用促進法の中に、これは、こういう福祉施設は入っているわけですよ。基本的、原則的に3階よりも低層階については、基本的に木材を原則とするということになっています。今年度ぐらいから、福祉施設等についても、木材の利用をしやすいような制度改正も行われております。そういったものを、部としてどういうふうに今まで、この補助を出すときとか、取り組んでこられたのか、また、どういう成果があったのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○林田健康福祉部長 今お話ありましたように、本県でも木材利用促進計画というのを毎年度つくっているというふうなことでございまして、私どもの部は、高齢者ですとか、障害者、それから子供さん方の保育の施設とか、やっぱり相当の施設整備を行ってきておりまして、そこで木材を使っていくというふ

うなことが考えられるわけでございます。

私どもは、毎年目標を設定しまして、ちょっと申しわけありません、その数字がちょっと把握できていないんですけれども、後ほどちょっとまた数字持ってきたと思いますけれども、一応利用促進のための目標を設定した分については、達成をできているのではないかと考えております。

非常に木材というのは、高齢者の方々にしても、子供さん方にしましても、気持ちやらぐとか、いろんな面で大きな効果もあると思っておりますので、部としても、やっぱり施設整備の折にいろんな説明会を事業者の方にいたしますけれども、そういった木材を使っていくようなことはお願いをしてきておりますけれども、今からもお願いしていきたいというふうに思っております。

○池田和貴副委員長 よくわかりました。ぜひそこはお願いをしたいと思います。

ただ、実際に補助を出す段階で、例えば補助要項ですとか、そういったところでどういうふうに記載をされていくのかとか、あとは、実際の建築の際にどういうふうやっていくのかということ、実際の皆さん方の思いが、現場の実行段階でどうやっていくのかというのが非常にポイントになってくるんだろうと思うんですね。そこについてはぜひ考えていただきたいと思っておりますし、例えば床なんかも、私は実際に施設の方から聞いたんですが、床も、いわゆる木材を使った床のほうが、高齢者施設とか転倒があったときに骨折しにくいとか、いろいろそういういい面もありますし、あと、これは学校関係で部屋の中を木材でやったほうが、子供たちの精神的なものが安定するとか、インフルエンザの罹患率が下がるとか、何かそういった研究結果も発表されているようでございます。そういったものもぜひ皆さん方のほうで見ていただいて、実効性のあるような形でやっていただき

たいと思います。

一応県内の市町村が今年度中に100%基本方針つくりますので、やはり県とすれば、率先的にそういうところはやっていただけるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 なければ、これで健康福祉部の審査を終了いたします。

これより午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後1時21分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより企画振興部の審査を行います。

まず、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、錦織企画振興部長。

○錦織企画振興部長 こんにちは。企画振興部長の錦織と申します。

それでは、私のほうから23年度決算の御説明を申し上げたいと思います。

まず、その前に、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘をいただいております施策上推進または改善を要する事項のうち、企画振興部関係でございますが、その後の措置状況につきまして御報告申し上げます。

前年度の決算特別委員会では、企画振興部関係といたしまして2点の御指摘をいただいております。

まず、第1点目でございますが、「県立劇場については、駐車場入出庫時に渋滞が生じていることから対策が講じられているが、利

用者の利便性向上のため、更なる改善に努めること。」という御指摘をいただいております。

県立劇場の駐車場の出入庫時の渋滞対策につきましては、収容台数が限られておりますことから、基本的には自動車利用の抑制を図るということでございまして、公共交通機関を御利用いただくよう、主催者や県劇のホームページ等を通じましてお願いしておるところでございます。

また、入庫時の利用者の利便性向上のため、渋滞が予想される催し事の際には、職員による誘導を行いまして、通常は490台のところを最大570台まで収容可能となるよう努めておるほか、両ホールにおきます公演時間の調整等を通じまして、駐車場の混雑緩和に努めておるところでございます。

今回の御指摘を踏まえまして、平成24年度からは、出庫時の対策といたしまして、新たに誘導員による駐車場内の誘導整理でございますとかあるいは裏門を開放するといった措置によりまして、さらなる渋滞改善に努めておるところでございます。

続きまして、第2点目の御指摘事項でございます。

電子申請システムの運営につきましては、「費用対効果は改善されているが、住民利便性の向上や行政コストの削減を図るため、更に県民に対する周知を徹底し、利用促進を図ること。」という御指摘をいただいております。

電子申請につきましては、県及び市町村向けの新任者研修や利活用セミナーを開催いたしますとともに、市町村の広報誌やホームページを通じまして、県民に対する利用促進を図ってまいりました。

また、手続の所管課に対しましては、当該システムの有効性を個別に説明いたしまして、あわせて様式作成の支援を行うなど積極的に利用促進を進めております結果、利用者

件数につきまして見ますと、これは年度を隔てて定期的に多数の申請があるような入札参加資格審査の申請を除きますと、平年度ベースで前年比約46%の増となっております、件数で見ると5万5,308件となっております。

今後とも市町村と緊密に連携いたしまして、利用促進に重点的に取り組むべき手続を選定いたしますとか、あるいはチラシの作成、配布、また各市町村のホームページのそれぞれの手続説明の箇所から簡単にアクセスできるようなリンクを利用するといったような各種の取り組みを着実に実施していくことによりまして、県民に対する周知を徹底いたしまして、さらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

引き続きまして、23年度決算について御説明申し上げます。

まず、お手元に配付させていただいておりますこちらの決算特別委員会説明資料を1枚お開きいただきまして、1ページ目、平成23年度歳入歳出決算総括表につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、収入済額14億1,700万円余となっております。不納欠損額、収入未済額はございません。

また、歳出につきましては、支出済額が54億3,300万円余、不用額が2億4,800万円余となっております。不用額の主なものは、補助事業の事業費確定に伴います執行残あるいは経費節減等による執行残でございます。

詳細につきましては各担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課でございます。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度

の定期監査の公表事項について御説明いたします。

企画課では「平成23年度に、私用中に大幅な速度超過の交通法規違反が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、具体的な交通法規違反防止対策を講じること。」との御指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、これまでも全職員に対し、さまざまな機会を通じて交通事故防止、交通法規の遵守について注意喚起を行ってきたところでございますが、今回の事例の発生を受け、加えて緊急にビデオを利用した研修を実施し、改めて注意喚起をしたところでございます。今後も引き続き、交通事故防止、交通法規の遵守について、職員に注意喚起をしてまいります。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元に配付の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入ですが、使用料及び手数料につきましては、銀座熊本館内に入居する社団法人熊本県物産振興協会等からの使用料収入でございます。

また、財産収入につきましては、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

予算現額9億円余に対し、支出済み額8億4,700万円余となっております。なお、不用額は5,200万円余でございます。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所職員給与、管理運営費及び銀座熊本館改修に係

る経費でございます。なお、不用額880万円余は、経費節減に伴う執行残等でございます。

次に、企画総務費につきましては、企画課職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、これは備考欄にあります「くまもとの夢」政策推進事業、広域開発行政促進事業、くまもとの夢4カ年戦略推進事業等に係る経費でございます。不用額4,300万円余の主なものにつきましては、地域づくり“夢チャレンジ”推進事業で行う市町村や地域住民の自主的な地域づくりに対する補助と県が直接実施するアドバイザー派遣事業等の執行残でございます。

この地域づくり“夢チャレンジ”推進事業は、平成23年度からの新規事業ですが、市町村や地域住民等の自主的な地域づくり、例えば、移住、定住や交流拡大の取り組み、高齢者の起業化などを支援するもので、平成23年度は92件の申請があり、審査の結果、74件の取り組みについて採択したところでございます。

新規事業であったことから、市町村等への説明会を4月に入ってから行ったこと、また、市町村を通しての間接補助事業のため、各市町村では9月議会等で補正予算措置の対応が必要であったことなどから執行残を生じたものですが、初年度としては一定の実績があったものと考えております。

また、地域づくり団体等から取り組みたいと相談のありました案件については、次年度の事業化に向け、必要に応じ県の直接事業でアドバイザー派遣を行うなど、取り組みを進めているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

まず、歳入でございます。資料の4ページをお願いいたします。

手数料でございますが、不動産の鑑定評価に関する法律に基づきます不動産鑑定業者登録手数料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金のうち国庫補助金でございますが、特定地域振興対策事業費補助につきましては、水俣・芦北地域の環境学習事業などを実施する水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクト及び芦北町が実施した水俣・芦北低炭素地域づくり推進事業に対する環境省からの国庫補助金でございます。ともに不納欠損、収入未済額はございません。

また、地方分権振興交付金につきましては、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に係る総務省からの国庫補助金で、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、国庫委託金でございますが、国土交通省からの土地基本調査委託金で、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、財産収入でございますが、万日山にございます熊本市の排水管理設などに対する土地貸付料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、貸付金元利収入5億3,598万円余は、平成11年度から平成17年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資の回収金でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。資料の5ページをよろしく願います。

まず、一般管理費につきましては、時間外勤務手当で、不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、地域振興課職員25名の職員給与費で、不用額は執行

残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄に記載させていただいております、ふるさとづくり推進事業貸付金や土地利用対策事業、水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業などの執行経費でございます。不用額につきましては、2,403万円余でございますが、これは各事業の執行に際しての入札の執行残や経費削減によるものでございます。

続きまして、企画施設災害復旧費でございますが、万日山県有地につきまして、梅雨時期の集中豪雨によりまして管理用道路のり面が崩壊し、管理上支障が生じたため、原形復旧工事を実施したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○草野文化企画課長 文化企画課でございます。

定期監査の結果について、公表事項はございません。

資料の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

使用料及び手数料でございますが、これは県立劇場の施設設備使用料、駐車場使用料等でございます。予算現額と収入済み額との差1,000万円余につきましては、当初の見込みより利用が多かったため収入額を上回ったものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、経済対策の交付金収入による県立劇場や松橋収蔵庫の改修工事の分でございます。予算現額に対して収入済み額が2,100万円余の減額となっておりますが、これは主に県立劇場の改修工事額の減少に伴い交付額も減少となったものでございます。

次の繰越金でございますが、県立劇場施設整備等の繰越金収入でございます。

次の諸収入でございますが、世界文化遺産

登録推進事業の市町村負担金等でございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

企画総務費は、職員20人の職員給与費で、不用額42万円余は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、博物学関係資料活用・学習支援事業、博物学関係資料収集等事業、熊本県芸術文化祭推進事業等の執行経費でございます。不用額の4,500万円余は、主に県立劇場改修工事の入札残や事務経費の節減などによる執行残でございます。

次に、教育費の文化費は、世界文化遺産登録推進事業の執行経費で、不用額の500万円余は経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

定期監査の結果については、公表事項はありません。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入は、繰入金1億3,731万円余であります。これは、五木村振興に係る事業の財源に充てるため、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。なお、繰入金における予算現額と収入済み額との差4,573万円余につきましては、五木村振興事業計画の変更に伴い、繰入金額が減少したものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

予算現額4億6,260万円余に対し、支出済み額4億1,554万円余となっております。不用額は4,705万円余でございます。

下から2段目の企画総務費は、職員給与で、不用額10万円余は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、主な事業は、川辺川ダム事業をめぐる諸問題解決のための総合調整や五木村の振興を図るための県の事務費に充てる川辺川ダム総合対策事業、ふるさと五木村づくり計画に掲げる村事業の経費に充てる五木村振興交付金交付事業などでございます。不用額は、五木村振興交付金交付事業における村の事業計画の変更に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

説明資料の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。内容を御説明いたします。

まず、使用料につきましては、阿蘇くまもと空港内格納庫の使用料でございます。

次に、財産収入でございます。これは阿蘇くまもと空港周辺県有地の貸付料及び熊本空港ビルディング等からの配当金収入でございます。

次に、諸収入でございます。これは空港環境整備事業に対する助成金及び八代・天草架橋建設促進期成会からの負担金等でございます。

次、歳出でございます。11ページをお願いいたします。

予算現額10億1,500万円余に対し、支出済み額10億800万円余、残りは不用額及び執行残でございます。内容を説明いたします。

まず、一般管理費につきましては、時間外勤務手当で、不用額はございません。

次に、企画総務費でございます。交通政策

課18人分の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費です。これは、地方公共交通対策事業、阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業等の執行経費でございます。不用額の560万円余につきましては、入札や経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、港湾建設費でございます。これは有明海自動車航送船組合新船建造支援事業についての執行経費でございます。不用額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課の古谷でございます。情報企画課の決算状況について御説明をいたします。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の定期監査の公表事項について御説明をいたします。

情報企画課では「県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務委託契約に関する債務負担行為書、施行伺い、入札関係書類、支出負担行為書等を綴じた簿冊を紛失している。紛失原因を明らかにし再発防止対策を講じるとともに、今後、熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき、行政文書を適切に管理すること。」との御指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、会計関係書類のみならず、行政文書については、引き続き所定の場所に保管をし、一括管理を徹底するとともに、決裁処理のため会計課へ簿冊を持ち込む場合は、持ち込み日や返却日を一覧表により管理をし、簿冊の所在を明確にする等、再発防止に取り組んでいるところでございます。今後、さらに行政文書の適正な管理に努めてまいります。

続きまして、決算状況について御説明いたします。資料の12ページをお願いいたしま

す。

まず、歳入について御説明をいたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともにございません。歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、配当金収入でございますが、天草ケーブルネットワーク株式会社への出資における剰余金の配当でございます。

次に、共済組合収入でございますが、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用いたしております電子申請システム及び汎用型地理情報システムに係る経費の市町村負担金でございます。

次の13ページをお願いいたします。

まず、市町村精算返納金でございますが、山都町が整備した携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の一部を国に返還するために受け入れたものでございます。

次に、雑入でございますが、これは企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金及び庁内イントラネット等への企業広告収入でございます。

資料は14ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明をいたします。

まず、一般管理費につきましては、時間外勤務手当、これは特別配当分ですけれども、不用額はございません。

次に、人事管理費でございますが、備考欄にありますホストコンピューターの運営、管理を行います電子計算管理運営事業、職員グループウェアの構築等を行います庁内情報基盤管理運営事業及び職員認証基盤システムの管理運営等を行います電子県庁構築事業等に係る経費でございます。不用額の3,240万円余につきましては、電算処理業務委託あるいは職員グループウェア構築等における入札執

行残及び経費節減等によるものでございます。

次に、企画総務費につきましては、情報企画課職員20人分の給与で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄にあります熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費でございます。不用額2,300万円余につきましては、県庁及び各地域振興局をつなぐネットワークの運用、保守等における入札執行残及び経費節減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課です。

まず、定期監査の結果については、公表事項はありません。

15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、資料の15ページ上段の国庫支出金は、統計調査に係る国からの委託金でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に17ページ、諸収入は、雑入、年度後返納でございます。雑入については、労働保険料還付金、年度後返納につきましては、職員の扶養手当、住居手当の返納でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出をお願いいたします。18ページをお願いします。

統計調査費でございますが、2段目の統計調査総務費は、職員33名の給与費などでございます。なお、不用額422万8,000円は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございます。なお、不用額555万4,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

単県統計費は、推計人口調査などの県単の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。なお、不用額93万5,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が統計調査課分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西聖一委員 2点お尋ねいたします。

まず、9ページの川辺川ダム総合対策課ですけれども、五木村の再建対策に対しましては本当に頑張っているかと思いますが、執行残も残っているようなので、そこはどうかかなと思いますけれども、計画は順調にいったのかということ、バンジージャンプがことし大変有名になりましたけれども、これはことしの予算かもしれませんが、そういうのを含めて振興方策が順調にいったかどうかをお聞きしたいのが1点です。

それからあと1点は、14ページの情報企画課ですが、今、遠隔操作などで大変問題になっていますが、この事業概要の庁内情報基盤管理運営事業では、基本的にはウイルス対策をしているかと思いますが、こういう突発的な予算についても、この通常の委託かな、設定範囲内でちゃんとやるのか、それとも、もし突発的に出れば、また新たに予算を追加してそういう対策をとるような仕組みになっているかどうかをお聞きしたいと思います。

○福山川辺川ダム総合対策課長 まず、執行残の約4,500万の話ですが、年度内の状況の変化ということで幾つか申し上げますと、23年度に小規模多機能型の居宅介護事業所を開

設する予定でありまして、これは当初、村の社会福祉協議会が設置するというので、村の負担金として1,500万程度用意をしてありました。そこに、人吉市の民間事業者が設置をするという話が持ち込まれましたので、民間の介護事業所が設置されるということで村の負担金が不用になったということが1つ。

それから、キクラゲの菌床キノコ生産施設を整備する計画がありまして、これは地元の農業者の方が経営をし、地元の方を雇用するというので、村が助成金として980万程度予定しておりました。これにつきましても、計画を進めていったんですが、途中でその方が辞退をされたということで、ほかの方を募集したんですが、結果的にできなかったと。

そのほか、旧五木村小学校の周辺整備ということで、これはソフト事業に関連した廃校を活用した交流館の整備、これが、話し合いがくれたということによって繰り越したというようなことが主な要因になっております。

毎年度、前年の10月には村と県と十分協議をして予算を立てていくわけですが、村の自主性には配慮しながらも、より精査をして、この予算との差を埋めていきたいというふうに考えております。

それから、五木村の地域振興の状況がうまくいっているのかというお尋ねについてですが、なかなか成果を数値であらわすのは難しい面がございます。1つ、観光の入り込み客数、これについて、平成19年で7万6,000人であったものが、現在16万人程度まで上がってきております。これは数字で見える部分ですが、ほかの点については、所得とかあるいは農林業の生産額とかあるいは人口の問題とか、そういったものにつきましても、いろいろと試行錯誤して今から――25年度に計画の見直しがございますので、それに合わせて考えていきたいと思っております。

23年度の成果といいますか、申し上げます

と、働く場づくり、暮らしづくり、ひとつくりという3つの柱を立てておりますが、働く場づくりにおいては、体験型の観光——コンニャクづくりであったり、シイタケ収穫、トレッキング等、これを約800名の観光客の方が来られると。20プログラム、38回実施ということで、非常に急速に体験型の観光が進んできたということが言えると思います。

それと、暮らしづくりにつきましては、先ほど申し上げた民間事業者による小規模多機能型居宅介護施設の整備が行われたということで、ヘルパーさんも、同時に村で講座を開講し、11名のヘルパーを養成と。お年寄りの方が安心して住めるように徐々に整備されていると思っています。

最後に、ひとつくりですが、これは、五木村の複数の地区に入り込んで、専門家の方を招いて地域住民と話し合いをしながら、加工品づくりや、例えば昔話の編さんをして子供たちに教えていくといったような、村民の自主的な取り組みが進んできていると考えております。

最後に、バンジージャンプの件ですが、バンジージャンプにつきましては、8月27日から9月2日まで1週間、試行的に今年度実施をしております。東京や大阪から173名の方が実際に飛ばれたということで、非常に全国的にもマスコミにかなり紹介をしていただきまして、成功したというふうに思っておりますが、その間、村内の物産館とかレストランではお客さんがふえております。その効果はあったと思いますが、バンジージャンプ自体での収益、これは、今回は試行ということで民間会社に全て収益が行っていますので、今後継続してやっていくためには、何らかの母体が村の、例えば観光協会とかが母体になって、そのバンジージャンプだけの部分を委託して収益を上げていくような、そういうことを今、村のほうで検討をされております。将来に向けて継続していきたいという状況であ

ります。

以上です。

○古谷情報企画課長 セキュリティー対策についての御質問かと思えます。

情報企画課のほうでは、現在、そういった不正アクセスについては、ファイアウォールですとか、不正侵入防止のシステムですとか、そういったことで対応しているということでございます。

それで、実際にそういったことで防いではおるんですけども、最近話題になってます標的型のメール、こういったものについても一応防ぐような措置はとってはいるものの、実際にそのメールは職員のほうには届くのかなというふうには思っております。ただ、現在、啓発を事あるごとにしておりまして、添付書類は開かないようにということで啓発をしております。

実際、その監視ということについては、現在、ネットワークについては24時間365日監視しているということで、どういった状況が起こるかというのはちょっと想定できないんですけども、そういった中での監視というのは現在やっているという状況でございます。

○西聖一委員 五木村については、今詳しく説明がありましたので、本当御苦勞ですけども、頑張ってくださいと思います。

情報課については、もし突発的な対策が必要な場合は、やっぱり補正ですのか——普通、業務委託するときは年間契約でやっていますから、その保守範囲内でやるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○古谷情報企画課長 実際にどういったことが起こるかというのはなかなか想定が難しいのですけれども、現時点で起こり得ることを

想定した場合に、基本的には不正侵入というのは防げるというふうには、我々としては、現時点では、今の技術で考えられることについては措置をしているということでございまして、例えば、標的型のメールが実際に入ってきてパソコンがそのウイルスに感染したというようなことになると、実際にそのパソコンに対して、ウイルスソフトは入れておりますので、それに対して措置をする、ウイルスのソフトでもって対応しなきゃいけないんですが、それが例えばメールでどこかに出ていくということになりますと、それから先またいろんなことが起きてくるということになります。

そういったことで、現時点では、イントラ内のシステムが何か支障を起こした場合は、その監視する中で対応したいというふうを考えておりますが、実際何か起こるということになると、また委員おっしゃるようなことが出てくるかもしれませんけれども、現在はそういったことは想定していないという状況でございます。

○東充美委員 11ページの、これは交通政策課にちょっとお尋ねいたしますけれども、阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業というんですけれども、この事業の中身等がもう少しわかれば教えていただきたいと思えます。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

国際線振興対策事業のこの金額は、私ども、熊本県内で、知事を会長にしまして、県内の各市町村、それから行政、経済団体等の県の関係団体と申しますか、そういう団体、全部で約79団体ですか、その団体で国際線の振興協議会というのをつくっております、県の負担金は全額その協議会の負担金でございます。

その協議会で、じゃあ何をやっているかと

いいますと、私ども、定期便、アジアナ航空週3便、それを何とか利便性を高くしたいと頑張っているところでございますが、主に団体利用者、アウトバウンド、県からの利用者に対する一部支援。具体的に言いますと、23年度でいきますと、団体10人以上で行きますとお1人様5,000円の支援を差し上げるというのが一番、金額的には多うございます。あとはチャーター便に対する助成金、これは便当たり10万円程度でございます。

それから、あと修学旅行なんかをどんどんふやしていこうという働きかけ等を、この協議会の中でさまざまな取り組みを差し上げています。あとは、最近のやつでございます、駐車場の無料化に対する支援、主だったところは以上でございます。

○東充美委員 今チャーター便と言われたけれども、これはアジアだけなのか、チャーター便の便数として今、年間どのくらいあるか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○中川交通政策課長 23年度は、たしかちょうど40便でございました。主なところは、台湾が半分ぐらいございまして、残りは中国とか——今、定期線が飛んでいる韓国のほうは非常に少のうございます。臨時的に釜山があったりするぐらいで、残りはハワイとかヨーロッパとか時々あるぐらいでございます。大体約40便だったと記憶しています。

以上でございます。

○東充美委員 今のは23年度。

○中川交通政策課長 23年度でございます。

○東充美委員 ここ5年間ぐらいで、チャーター便のその便数はふえているのか。それと、今年度はこういう日中間とか日韓の問題

が起きているので、現状はどうか、ちょっとお尋ねします。

○中川交通政策課長 チャーター便につきまして、リーマン・ショックが起こった平成18、19ぐらいまでは、大体今と同じ程度、40強ぐらい飛んでおりましたが、その後、円高がずっと続いた結果、もう20便台とかに低迷しておりました。23年度ぐらいから少しふえまして、24年度も、現時点では、夏に台湾との間で初めて16便という連続チャーターが実現しております。この成果で、昨年度の——まだ半期しか終わっておりませんが、24年度は23年度の通年分に近づくぐらいの便数が今できています。この後も、もう何便か予定が、チャーターがございまして、現時点でそのチャーター自体をキャンセルするというような話はございません。

以上でございます。

○東充美委員 どっちにしてもずっとふえてきているし、今の日韓とか日中、あるいは日台のいろんな経済状況等もありますし、政治的な問題もありますから、この振興事業がこれ以上、何といたしますか、綿密にやっていたらと思えますし……。

あと1点よろしいですか。

10ページの財産貸し付けの土地貸付料のところ、これは900万ぐらい貸付料が収入として入っていますけれども、これは土地の貸付料と思うけれども、大体具体的にどのぐらいの面積があつて——空港関連という形ですから、ちょっと具体的にもう少し教えていただきたいなと思います。

○中川交通政策課長 土地の貸付料につきまして、まず、面積というよりも、貸し付け先、件数でいきますと、すぐ横に防衛支局の高遊原分屯地がございまして、そこへの——あれは隊員の、隊友会に貸し付けだったです

かね、駐車場の貸し付け。それから熊本空港ビルディング自体への貸し付け、それから九州電力等の、これはあんまり金額は大きくないんですが、電柱とか立てるスペースに対する貸し付けでございまして、一番金額的に多うございますのは空港ビルディングに対する貸し付けでございまして、空港ビルディングに対する貸し付けも、職員駐車場用が一番大きゅうございます。面積的には5,000平米強、予算的には170万強となっております。

以上でございます。

○高野洋介委員 企画課の3ページの夢チャレンジについて少しお尋ねしますけれども、92件あつて74件ということは、18件はだめだったということなんですけれども、まず74件のうちで市町村分が何件なのか、民間が何件なのか。18件だめだったやつの、まず線引きの基準と、18件だめだったという理由と、その18件のうちに市町村分が何件かというのと、民間分が何件かというのをお尋ねします。

○坂本企画課長 企画課です。

若干数える時間が——済みません、どういう判定をしているかといいますと、庁内で総合推進会議という、関係部局の政策審議監が集まって会議がございまして、そこに申請書類を出しまして協議をして、そこで判定、マルとかバツとかいう形になります。

その明確な基準というのは、実は23年度、初年度でしたものですから、それぞれその場で協議しながら決めていくというような実態でございまして。もともとの要項から外れているとかいうようなものについては事前に調整をしますので、きちっと申請できるところまで行っておりますけれども、その事業が、実際やってみて、本当に熟度があつて、実際効果が出そうなのかどうかというのをみんなで議論をするというような形で検討していくこ

とになります。

その中で、実際、市町村が何件かと——74件のうちに市町村が32件になります。それ以外は地域の団体ということになります。で、その外れたもの、アウトになったものが、今ちょっと情報がないものですから、市町村が何件で民間が何件かというのはちょっと今数えられない状況でございます。済みません。

○高野洋介委員 わかりました。

これですね、私、いろいろな人たちの話を聞いたら、要は、この事業に手を挙げられるところは、中山間地や山間地、過疎のところ割と多いようなことを聞いているんですよ。そこの方々が言われるのが、まず、使い勝手がいい部分と悪い部分があって、非常に悪い部分が目立つという話を聞いているんですよ。

ですから、本当に地元の方々の意欲を増すためには、ある程度の条件を少し緩めながらやっていく必要も当然あるでしょうし、反面、あんまり緩くし過ぎると、自分たちが勝手に使っていいような政策じゃないわけですから、そこはきちんと結果を望まなければいけないんでしょうけれども、田舎の方々が言われるのが、単年単年で考えられても、自分たちにはもう少し長い目でいろいろなことを見てほしいというような部分をよく耳にするんですよ。

もし、皆様方の中で、そういったされている事業の中で、そういう要望とかは上がってきていませんか。

○坂本企画課長 企画課です。

もともと昨年スタートした段階で、3億円という事業規模で、2億4,000万が補助金、そして6,000万円が庁内直接事業ということで、6,400万という非常に大きな額の補助金ということで、かなり我々も力を入れて市町村あるいは民間の方々にお知らせするという

努力をした中に、かなりの、間口の広い事業ですという宣伝をしてまいりましたので、例えば手を挙げると何でも通るのではないかというのが先に先入観としてあったというのは事実です。そういう意味で、かなり結果的に厳しいという評価がありました。

ただ、我々は、補助金ですので、ある一定の成果を求めるということで、基準を緩くする——間口は非常に広い、いろんなことに関して手を挙げられる事業なんですけど、基準自体をそう緩めるということがなかったものですから、結果的には厳しいというお話をいただいた部分はあります。

ただ、そういうところにつきましては、例えば、今年度はアドバイザーを入れて、来年に向けて頑張ったらどうですかとかあるいはほかのこんな事業をチャレンジしてみたらどうですかとか、そういったアドバイスをすることで次の年につなげて、ことしまた出てきたりとか、申請があったり、あるいは去年は申請ができなかったけれども、そういうアドバイザーを派遣することによってことし新たに申請が出てきたりというようなこともあっておりますので、我々も、できる限りの支援をしていきたいと思っているところです。

○高野洋介委員 先ほど課長が言われましたように、いろんなアドバイスをやっぱり民間の方にはやっていかないと、まずどういうふうにすればいいのかわからない人たちが多くて、特に手を挙げられる方々は、やっぱり高齢者になってからのほうが多いと思うんですよ。ですから、そういったところで、まずスタートラインからのアドバイスなんか、振興局等々を通していろいろアドバイスをしながらしていかないと、これがなくなったら——やっぱり地域のコミュニティーとかそういうのも薄れつつありますので、そこはしっかり、これは大事な私は政策だと思いますので、そこはしっかりやりながら、あと隣

接する市町村でやるのかとかいうのだったら、多分予算がまた必要な部分が出てくると思いますので、そこはやっぱりある程度の予算を確保しながら、これはもっと大きな予算が必要だと思ったなら、大きい枠で補助をしてあげるとか協力をしてやるのかというような目線も入れながら、ぜひ今後ともやっていただきたいと思っております。もう要望で構いませんので。

○早田順一委員 今、高野委員のほうからおっしゃいましたけれども、私も、この地域づくり“夢チャレンジ”推進事業というのは大変期待をしております。

それで、1つが、国の補助とか県の補助とか、これ以外の関連する補助があると思えますけれども、それと併用ができるのかどうか1点と、それから、先ほど74件の中で市町村が32件でその他が民間とおっしゃいましたけれども、結局、流れとしては、地域の団体が市町村に要望して、市町村が地域振興局にそれを上げて、そこで練ってそちらのほうに行っていると思えますけれども、最初の事業ということで、その辺の地域振興局とのやりとりというのがどこまでできていたかというのがわかりませんが、ある程度地域振興局の中でも、恐らくその企画力というか、そういうので多少は差があったのではないかなという思いがしておりますので、その点いかがだったでしょうか。

○坂本企画課長 企画課です。

補助金の併用ということは考えておりません。できないことになっています。

それと、地域振興局ごとに差があるかということでしたかと思えますが、振興局ごとといますか、当然掘り起こしをかなり仕掛けていきまして、地域に入って、どういうニーズがあるのか、その人たちが何を求めているのかということで支援をしていきます。先ほ

ど高野先生からお話がありましたような形で入り込んでいくという場面が非常にございます。

そういう意味で、その実態は、市町村の職員がかなり民間の方々とやりとりをするということもあって、市町村によっては、今回申請——今まで、ことしも含めまして2年間で申請がゼロというような市町村もございます。そういうところには、かなり我々の課からも行ってありますし、振興局からも行って、こういう事業内容、趣旨を伝えて、やり方を伝えて、効果があった先行している事例とかをお伝えして、今また回っているというような状況でございます。

○早田順一委員 その市町村というか、民間に入り込んで県のほうがされるということで、昔、卓越のむらづくりというのがありましたけれども、あのときは物すごく中に入り込んで、2カ月に一遍ぐらいその団体に来られて一緒に協議を——職員の方がですよ。されていたことがございました。今の地域づくり“夢チャレンジ”推進がどこまで踏み込んでおられるかわかりませんが、過去のそういった例というのが非常に私はよかったという思いがございまして、それぐらい踏み込んでぜひやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員 3点お尋ねいたしますが、まず情報企画課。

携帯電話の事業なんですけれども、まだまだやっぱり難視・難聴地域がたくさんあるなというふうに感じておりますが、平成21年度のいわゆる経済対策で出ましたあれでかなりカバーができたというふうに思っております、非常によかったなというふうに思っております。

しかしながら、まだまだ——県の施設も阿

蘇にあるわけですが、県の施設も携帯電話が通じなかったというところもあって、そこは解消しました。しかし、いろんな地域が、山陰になったりして、非常にまだまだ聞こえないところもありますので——それから、テレビの話も一緒なんですけれども、難視地域もですね。そこは、高性能アンテナとか、それから、ひどいところ、ひどいというか、アンテナ組合なんかを自分たちでつくっている。新しくそこに住む人は30万ぐらい出さないかぬとか、そんなところもあったりして、非常にこの時代に本当にそんなのかなと疑うような地域もありまして、その辺の事業の状況をちょっと教えてほしいということです。

それからもう1つ、文化企画課。世界遺産登録の市町村負担金もこの中に入っているようですが、今のところどの辺を——どうでしょうか、東京が最終のゴールならば、どこ辺は行きよるとかな、大阪まで行っとつとかなと、もうやがてゴールに近いのかなと。

私は、この世界文化遺産というのは、熊本でも何カ所かありますけれども、やっぱり内側の問題が相当あるんだろうと思います。やっぱり阿蘇あたりでは、ジオパークもそうですけれども、いわゆる住民の意識、それから盛り上がり、それから保護の基準といいますか、いろんなことを含めながらやっぱりやっていく、そういったところの、ある意味地元対策みたいなもの、いろんなソフトあたりを相当やっていかないと、なかなかやっぱり実現まで行くのは難しいのかなという感じがいたしておりますので、その辺の進捗状況といいますか、県としての目標をちょっと聞かせてもらいたいと。

3点目が、交通政策課です。

新幹線が全線開業いたしました。いよいよ熊本も——162億ばかりお金を出しておりますけれども、新幹線のいろんな事業も残っておりますけれども、いわゆる公共交通基盤の整備というやつを今から考えておられると

いうふうに思いますが、特に豊肥線、災害に遭いましたけれども、今不通区間がありますが、豊肥線の鉄道の何とか協議会が、もうあれして25年ぐらいになるのかな、熊本市、県、それから菊陽、大津、そういった協議会を持っておりまして、あそこを電化したために非常に好調だと思います。30分置きに出ておりまして、非常に便利になりました。したがって、ゆめタウンあたりも出てきましたし、相当の需要も、それからお金も早く返せたんじゃないかなというふうに思っておりますが、その後の立野と宮地間をどのように考えておられるのかですね。

県も、いわゆる財政負担をしなくて済むようになりましたので、もうそろそろいいのかなという感じが私はしておるわけですが、県としての姿勢をちょっと見させてもらいたいなど。できれば、その辺は小林理事がある意味詳しいかもしれないし——近々阿蘇の市町村長さんとJR九州の本社に行きたいというふうに思っておりますので、その辺を聞かせてほしいと。

以上、3点でございます。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

まず、携帯電話の鉄塔の整備の話だと思いますけれども、現在、委員おっしゃったように、経済危機対策で携帯鉄塔の整備というのは大分進んでまいりまして、県下でも99.8%が、大体整備は済んでいるという状況でございます。

今年度、水上村で整備をする計画がございまして、それについては予算が通っておりますので——これは県を経由して国から補助をされるもので、大体補助については、100世帯未満になりますと、2分の1補助ということで補助が行われます。要望を毎年調査しますが、今回水上村から要望が出て整備をするというような状況になっているところ

でございます。

それから、難視対策ということで、これは地デジ化が昨年7月24日に行われましたけれども、これに伴いまして、現在、地デジ放送移行対策というのが行われております。

実際に難視区域につきましては、暫定的に衛星放送で東京のローカル番組を見られるというような状況が今ありますけれども、そういったところに対しての恒久対策というのを今現在進めております。

これにつきましては、今年度末に完了するように、方向としては取り組まれておりました、現在ですけれども、これは8月末の総通局のほうの資料ですけれども、対策が303地区、これは31市町村ですけれども、1,451世帯がまだ恒久対策が行われていないということで、これに対して、現在取り組みを進めるということになっております。

これについては、総通局のほうにも、またしっかりと年度内、さらに先倒しをしてやっていただくようお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉永文化・世界遺産推進室長 文化・世界遺産推進室の吉永でございます。

世界遺産のことでございますけれども、本県では、御承知のとおり、3つの候補資産が上がっております。年代順に申し上げますと、まず長崎・天草の世界遺産でございますが、これにつきましては平成19年に暫定リスト入りをしております。そして、これまで隣県資産も検討するよという文化審議会の示唆がありましたので、それに基づきまして本県と天草市が精力的にアプローチをかけた結果、本年6月に長崎の構成資産入りができまして、そして、本年7月の文化審議会に国の候補として提案したのでございますが、残念ながら富岡製糸場のほうに軍配が上がったということで、来年の推薦を目指して頑張っ

ております。

次に、九州・山口の近代化産業遺産群、これも平成20年に暫定入りを果たしております。これにつきましては、文化財指定等これまで鋭意取り組んでまいりまして、現在、来年の推薦を目指して、推薦書の案の作成に取り組んでおるという状況でございます。

そして、阿蘇でございます。これにつきましては、平成20年に暫定入りを目指したのでございますが、残念ながら、その一歩手前の暫定の候補といいますカテゴリーI aというものに上げられたわけでございます。その際に、文化審議会のほうからは、まず範囲がこれまでにないぐらい広大であるということから、まずは国の文化財保護法による指定を目指すよという重い宿題が課せられております。

6つ構成資産がございますけれども、鋭意今文化財の指定に取り組んでおまして、文化審議会の宿題のつけかえしを今取り組んでおるところでございます。

そのうちの中心となります文化的景観という文化財種別がございます。これにつきましては、平成23年度から平成25年度に向けて、現在調査事業をやっております。それができましたら、平成26年度には国に対して文化的景観の選定申し出を行い、もしよければ、最短でいけば27年度ぐらいに選定されるのかなということを目指して、県及び7市町村、精力的に取り組んでおるところでございます。

それから、意識醸成の問題でございますが、前者の長崎と九州・山口につきましても同様でございますが、特に阿蘇につきましては、7市町村同時に連携しながら、シンポジウムの開催、それからバスツアー、それから——23年度の決算の委員会でするので、昨年度はそのシンポジウム、バスツアー、それからチラシ、のぼりだとかを作成して、雰囲気醸成に努めておるところでございます。

委員のほうから御懸念の地元の盛り上がり

ということでございますが、先ほど申し上げました23年度からの文化的景観の取り組みに当たりましては、県、市が阿蘇の各市町村に直接入りまして、地元懇談会等を催して雰囲気醸成に努めておるところでございます。

以上でございます。

○小林交通政策・情報局長 交通政策・情報局長でございます。

豊肥線についてでございますけれども、現在、肥後大津までの間電化されまして、電化の後、豊肥線沿線には住宅街も広がりまして、豊肥線本体が都市交通としっかり言えるぐらいに成長してきているというふうに感じております。

その肥後大津から先、宮地間ということでございますが、従前から電化またはそのスピードアップについての地元の要望があるということは十分に承知しております。

これまでいろいろとその研究が長年の間行われてまいりましたが、1つは、電化するだけではなくて、スイッチバックをどうすべきなのか、それを改善したときにどれぐらいの事業費がかかるのか、まあかなりの多額であったというふうに認識しておりますけれども——ただ、この豊肥線の高速化、宮地までの高速化のみならず、大分までの横軸の時間短縮というものは私どもも必要だというふうに感じておりまして、この電化の研究もJRに対して呼びかけてまいりたいと思っておりますし、電化によらない高速化というものも手段として取り入れられないのか、短期的なものとしてですね。そういった研究についても、してまいりたいと考えておるところでございます。いずれにしましても、その大きなテーマ、災害復興にも絡めまして、豊肥線のパワーアップをどうするかというものは、テーマとして取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅司委員 世界文化遺産については頑張っていたきたいというふうに思いますけれども、特に市町村だけじゃなくて、各団体にもしっかり周知徹底をしていただきたいと思います。

といたしますのは、あの景観の中に、もう本当に目立つところに、JAさんですけれども、ガソリンスタンドをつくられて、夜もこうこうと照らして、物すごくけばい色なんです。そういったところも、やっぱり地元として横の連携がとれていないなというも思うとですたいね。だから、もっとそと隅のほうに置いとくとか、少々不便であっても景観にマッチするようなものを建てるとか、材質はどうなのかとか、そういったことまで配慮せんと、やっぱりただ便利になっていく、また言うなら経済的な優先だけを考えていくような話だと、我々の宝、財産がなくなってしまうよという話もしっかりしていかなといかぬなと思うとりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、豊肥線の電化については、もっといろんな方法はあると思うとですよね。お金と暇がある人は、ゆっくりスイッチバックを楽しみながら阿蘇に来るということも大事でしょうけれども、やっぱり新幹線で熊本から博多まで33分、1時間半も宮地までかかるようでは、それは本当に、金曜日に博多を出発して九州の奥座敷に入るとするのは、なかなか無理があるなというふうに思っております。

以前、計算ばしたことはあるんですけども、あそこへ橋をかけると270億、そのままにすると電化で60億——もういっちょ方法があつとですよ。あそこの、立野のスイッチバックのところから、そのまま瀬田や大津におろせば、トンネルがありますから、おろせば簡単にできると、もっともつと安い金額でできるというふうに思っております。

そういったことも含めて、やっぱり——も

もちろん今は駅を3つ、4つ飛ばしていく快速も出ておりますけれども、やっぱり利便性が高まらんと、そしてやっぱり公共交通網のしっかりしたところをやっていかないと私はいかぬと思っておりますので、そういうところも研究してほしいなというふうに思っております。

JRは、いつも行くと、勉強しとります、これがもう定番でございまして、教育界の学習指導要領に基づいてやっておりますという話と一緒にございまして、何にも進展がありません。やっぱりしっかり県としても——多額の財政負担をしております。しっかりやっていただきたいということを県のほうからも言っていたきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○重村栄委員 幾つか、ちょっと小さな質問になるかもしれませんが、お聞きします。

5ページの計画調査費、水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業というのがありますが、具体的にどういう事業をされて、その結果として雇用がどの程度創出できたのかが1つですね。

それから、同じところの新幹線の絡みが、2本事業がありますが、具体的にどういう事業をされて、その効果としてどういうものが出ているのか、その効果は所期の狙いどおりの効果だったのかどうだったのか。

それから3点目が、11ページ、交通政策課の計画調査費、並行在来線対策事業、どういう事業をどうされたのか。

それから、その同じところで阿蘇くまもと空港直轄事業負担金ってあるんですけども、県がかかわっている直轄事業というのはどういう事業なのか、具体的に教えてください。

それからもう1つ、同じ交通政策課、11ペ

ージの一番下、有明海自動車航送船組合新船建造支援事業、3億出してあります。出していただいたことはありがたいことなんですが、これは有明航送船を継続させようということを出してあるんですが、今も非常に厳しい状態が続いております。この出された3億円が無駄にならないように、今後どういうふうなことをされようとしているのか、何か具体的な手だてを考えてあるのかどうか、あわせてお聞きします。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

まず、御質問をいただきました5ページの水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業についての御説明でございます。

この事業につきましては、主に——23年から第5次水俣・芦北地域振興計画をつくらせていただいております、これに基づきまして、1つ目の、1丁目の1番地の施策としまして、雇用の創造と産業の育成というものが柱になっております。

その中で、具体的な事業につきましては、1つは、例えば地域の企業の活動を御支援させていただくということで、例えば企業の展示の商談会だとか、あと、例えば農建連携、農商工連携ということで、農業分野に建設業の方々に入らせていただいたり、また地元の物産を活用して新しい商品開発をしてみたりということが1つの柱。もう一つは、雇用自体をそのまま伸ばそうということで、これは3年間で200名という目標を掲げております。23年度につきましては、当初47名を目標にさせていただいていたところでございますが、49人を達成ということで、数値的には達成させていただいているところでございます。

しかしながら、県下全域そうかもしれませんが、水俣・芦北地域、まだまだ雇用情勢も厳しいところでございます。この事業

を使いながら、しっかりと足元を固めながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

2つ目の新幹線の取り組みについてでございますけれども、これは、新幹線の全線開業効果を最大化させて県下全域に波及させるための事業ということでございまして、例えば熊本地域、そして、それぞれの各振興局自体にそれぞれの地域本部をつくりまして、それぞれ県内各地でのいろんな食と文化にちなんだイベントをするというものでございます。

この中で生み出したキャラクターが、あのくまモンでございまして、これがいろんな外向けにも、熊本という認知度向上にも寄与していただいていると思っておりますし、逆に、またそのくまモンを通じて、地元の小学校、幼稚園、いろんな方々のところに行って、くまモン体操を踊ってみたり、その地元だったらこういうふうなおいしいものがあるんだよというのをわかりやすい言葉——言葉はしゃべれないんですけども、わかりやすい形でお示しするという形にさせていただいております。

こういうことで、外に向けては熊本のPR、そして内向けには熊本の子供たちに地元の誇りみたいなのを植えると。実際、具体的なその数値というのはなかなか反映しづらいところもありますけれども、そういった形でいろんな雰囲気の醸成等をさせていただいているのではないかなど。

今後、さらに新幹線の効果を継続し、また波及させるために、いろんな施策というのを展開していく必要があるというふうに思っております。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、並行在来線対策支援事業でございますが、これにつきましては、県とおれんじ鉄道の沿線市町村、それから、その市町村における観光・経済団体等をメンバーにしました

おれんじ鉄道の利用促進のための協議会をつくっております、具体的には、この予算を使いまして沿線内の方たちがより身近にその生活の中で使っていただけるような利用促進の事業、沿線の幼稚園の園児の方に乗ってもらったりとか、そういう事業が具体でございます。

もう一つは、沿線外から水俣・芦北エリアに足を運んでいただいて、このおれんじ鉄道を使っていただけるような、少し日常じゃない、例えば夏場の海水浴のためのシャトルバスを御立岬公園の駅から海岸まで出したりとか、そして利用促進につなげる。沿線外につきましては、現在では国外からもかなり利用していただけるように会社のほうで取り組んでおります。

並行在来線の支援事業につきましては、大体主なところはそういうところでございます。

それから、空港の直轄事業につきましては、これは阿蘇くまもと空港の滑走路の整備を6年計画で今進めておりまして、その中の4年目でございます。今の期間の整備があと2カ年分、24年と25年と残っております。その滑走路の整備、それから、滑走路の整備に伴って、滑走路の灯火と言います、明かりでございますが、それも一緒に整備をするという事業でございまして、県は、直轄事業費としまして総事業費の26%を負担しております。今決算でお示ししている金額が、この26%相当ということでございます。

それから、有明フェリーでございまして、これは長崎県と熊本県のほうで、長崎県側が補助金、熊本県側が利子の補給というやり方で支援をしております。

私どもとしましては、有明海のあのフェリーの航路を——先ほど豊肥線で大分までの横軸ということを御説明差し上げましたが、長崎県の島原半島からも含めて九州の横軸のラインとしてあのラインを見ておりますので、

例えば今、この9月から始めました新玉名駅までの港からのシャトルバス、あのような取り組みをどんどん加速させまして、地元と一体となって地域振興、九州の中の州都を目指す上での横軸としてしっかり位置づけて取り組んでいきたいと。

振興局等もいろいろ考えておりますので、私どもとしましては、市町村あるいは振興局に対していろんな——現場まで足を運んで、知恵出しをして、これからしっかり今のフェリー、新造船を生かした取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○重村栄委員 ちょっと新幹線絡みの話は、私は——非常に県下としてはプラス効果が期待できるし、またそれを狙ってしてあるという事実はわかりますが、個人的には、非常に荒尾とか長洲とかいうのは、新幹線ができたことによって利便性が悪くなった地域でして、経済的負担もふえているんですよ、現実的には。そういったプラス要因はあるんですけども、マイナス要因も結構大きいという認識をまず持つてもらいたいなというのがあります。

現実問題として、私が個人的に福岡に行くとしたら、今までは在来線の特急を使っていたんですね。これだと、我が家から大牟田駅まで20分、さらに特急で行くと45分で、65分で行けたんですね。これも20分に1本走ってましたから、非常に利便性はよかったです。今はどうなるかという、今は新玉名駅まで約30分かかります。それから40分かかります。1時間です。時間はほとんど変わらないんですよ。なおかつ、1時間に1本なんです。料金は倍ぐらいかかります。非常に経済的負担もふえて、時間も余計かかると、利便性は悪いという現実があります。

こういうことを考えると、新幹線そのものは否定しませんけれども、この効果をやっば

り県下全域に及ぼしてもらわないと、そういうふうには利便性が悪くなった地域があるということ意識してやってもらったかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、あえてそういう質問をさせていただきました。

それから、有明航送船の問題。今、中川課長が最後におっしゃった横軸の問題ですね。しっかりと長崎、熊本、大分という形で横のつながりをつくっていかないと、せっかくの、新造船したのが、もう本当に気泡になってしまうという感じがします。これは交通部局だけじゃなくて、経済部局を含めて、観光面、そういったものを含めてしっかりとした政策をしていかないと、この3億円が本当にただ消えていくだけになると心配なので、そういった面で政策をしっかりと、部局だけじゃなくて、広げてやっていただきたいというふうに思います。言葉の中にも道州制という話もちよっと出ましたけれども、そういったこともらみながらしっかりとやっていただきますようお願いをしたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 県立劇場についてお尋ねをしたんですけども、6ページで、県立劇場で使用料が見込みよりも多かったという数字があります。これは何か専門的な数字のあらわし方がありますでしょうか。例えば7割を見込んで8割使用料がありましたとか、そういったのはいかがですか。

○草野文化企画課長 昨年度といいますか、ことし1月から3月まで休館しております。それを見込んで、前年度より収入予算を見込みました。そう思ったものの、駆け込みのいろんな催しとか、そういうものがございまして、内訳で1,032万ほどありますが、設備使

用料、県立劇場の設備を使用する料金、これが610万ほど、それと県立劇場の駐車場、これが約400万ございます。大体こういう内容が予算現額に対してふえた内容でございませぬ。

○前田憲秀委員 3カ月間休館を見込んで、それだけふえたということは非常にいいことだと思います。

それに関連して、最初部長のほうからも駐車場の、昨年の指摘での渋滞対策というお話があったんですけども、結論から言うと、公共交通機関を使ってくださいということに聞こえたんですが、やっぱりそのようにしかできないんですかね。どうですか。

○草野文化企画課長 駐車場の面積がどうしても限られているものですから、基本的には公共交通機関で来ていただきたいと思っております。

ただ、劇場に複数の催しが、例えばコンサートホールや演劇ホールがあるときは、やはり駐車場が満杯になります。そういうときは、それを見込みまして、今年度から、通常南側通用門と言っておりますが、そのこの通用門を、誘導員を配置して出庫時の渋滞解消に向けた取り組みをやっております。11回配置をしまして、裏門からの出庫車の平均は57台でございまして、比率としては約22%、5台に1台ほど、駐車場からの出庫に関する渋滞に一定の効果はあったものと思っております。

○前田憲秀委員 裏門の開放ということは、やはり今のように前払い制じゃないとできないという形ですよ。特に、ほんの一瞬なんですけれども、興行前に物すごくやっぱり入庫が集中するというのは多々感じます。ですから、例えば、南側から入る車の時差式の矢印をつけるだとか、もちろん後払いにし

て、入るのはどんどん入れるだとか、いろんな検討もぜひもう一回必要なんじゃないのかなという気がします。

それと、県立劇場側からも1回お聞きしたことがありますけれども、主催者側の要望で帰りの臨時バスを頼まれるということがよくあるそうなんですけれども、その臨時バスも、採算に合わないぐらいの乗降、乗る人はそれぐらいだそうです。ですから、そこら辺も含めていろいろ対策をしっかりと検討していただきたい。ほんの限られた時間だとは思いますが、最初に入ろうとして入れなくておくれたというのは、非常にやっぱり利用する側からもあんまりよくないことじゃないのかなと思いますので、そこも含めてしっかりと検討もしていただきたいというように思います。要望しておきます。

○井手順雄委員長 ほかにございませぬか。

○佐藤雅司委員 この監査結果の公表事項についてお尋ねいたします。

こうやって、債務負担行為とか支出負担行為とか、契約書類あたりを全部なくしたということですが、どうやって決算書が、まあ帳簿があったけんできたのだらうと思っておりますが、その後どぎゃんされたのかなて、素朴な疑問です。

○古谷情報企画課長 これにつきましては、支出負担行為書について決裁を行おうとしたところで、それが実際会計課の決裁に回して、それが返ってきていないということで紛失というのがわかったわけですけども、それについては、契約の相手方に事情を説明しまして、再度契約書の写しをいただくということで、それを持ってまた――財務関係の中に、債務負担行為を起こしてありますので、支出負担行為書の印刷をして、そして再度決裁をとって会計課のほうと協議しまして、そ

れで決裁いただいて、年度内に支出については行ったという状況でございます。

○佐藤雅司委員 余分な仕事でしたね。

○古谷情報企画課長 はい。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○浦田祐三子委員 3ページのくまもとの夢4カ年戦略推進事業に関してお尋ねをしたいんですけども、この内容が、有識者からの意見を聴取するために県内関係団体の代表者17名で構成するくまもとの夢4カ年戦略推進委員会を開催されていらっしゃるということで、ここに2回開催されているということなんですけれども、内容を教えていただけますか。

○坂本企画課長 企画課です。

県庁の政策評価というのは、PDCAサイクルということで、プラン・ドゥー・チェックという形でやっています。そのチェック機能を持っているのが、4カ年戦略の推進委員会というものです。

現在、今年度からは新4カ年戦略になりましたので、また新たに4カ年戦略委員会というのを立ち上げましたが、前4カ年戦略のときに4カ年戦略推進委員会という組織がありまして、そこで毎年の政策評価をチェックしていただいて、次につながるような御意見をいただいてきたというようなことでございます。

○浦田祐三子委員 これは予算が大体200万近くついているんですけども、この内訳というか、2回開催するのにこれだけの経費がかかるということですか。

○坂本企画課長 委員さんの旅費、報酬以外

には、成果を報告しますパンフレット、印刷物がございます。4カ年戦略の推進状況に関するパンフレットを毎年出しています。

○浦田祐三子委員 それで、全体でそういう形になるということですか。

○坂本企画課長 はい。

○浦田祐三子委員 わかりました。何かちょっと誤解をしてしまいましたので。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで企画振興部の審査を終了いたします。

次回、第6回委員会は、10月29日月曜日午前10時に開会し、午前に企業局と病院局、午後から教育委員会の審査を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後2時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長